

むつ市議会第230回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成28年12月8日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第1 議案第99号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第2 議案第100号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第3 議案第101号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

【一般質問】

第4 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）1番 原田 敏 匡 議員

（2）13番 鎌田 ちよ子 議員

（3）4番 工藤 祥子 議員

（4）5番 横垣 成年 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	11番	菊 池 光 弘
12番	岡 崎 健 吾	13番	鎌 田 ちよ子
14番	佐 賀 英 生	15番	大 瀧 次 男
16番	半 田 義 秋	17番	富 岡 修
18番	斉 藤 孝 昭	19番	富 岡 幸 夫
20番	村 中 徹 也	21番	白 井 二 郎
22番	中 村 正 志	23番	野 呂 泰 喜
24番	濱 田 栄 子	25番	佐々木 肇
26番	浅 利 竹 二 郎		

欠席議員（1人）

10番	東 健 而
-----	-------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者 営 理 者	花 山 俊 春
選 挙 管 理 会 長 委 員 長	畑 中 政 勝	農 委 会 員 業 会 長 職 務 代 理	村 口 利 光
総 務 政 策 長	川 西 伸 二	財 務 部 長	氏 家 剛
財 務 部 務 監 策 監 調 整 推 進	赤 坂 吉 千 代	民 生 部 長	光 野 義 厚
保 健 福 祉 長	畑 中 秀 樹	保 福 健 祉 推 進 課 長	井 田 敦 子
経 済 部 長	高 橋 聖	建 設 部 長	吉 田 正
川 内 庁 舎 長 所 川 内 庁 課 長	二 本 柳 茂	大 所 大 管 理 課 長	坂 井 隆

協庁協庁管	野舎野理	沢長沢舎長	畑	中	誠	計者務部事長	山	本	宏	子
選挙員局	野舎野理	理会長	杉	山	重行	員長	竹	山	清	信
農委事経理	員局	業会長部事	工	藤	初男	部長	金	澤	寿々	子
公局下部	営企	業長道長	萬	年	茂昭	務部策監	村	田		尚
民政推	生進	部策監	田	中	宏司	生理課	坂	野	かづみ	
保福政推	社進	健部策監	瀬	川	英之	社理福	鍋	谷	久美子	
経政推	済進	部策監	松	宮	康則	部事興長	伊	藤	泰成	
教委事政推	員務進	育会局策監	野	藤	賀範	員務理教	和	田	正顯	
総政総	策務	務部長	須	藤	勝広	策調	吉	田	和久	
総政総課シ推	策合戦一室	務部略長ク長	角	本	力	務部携長	中	野	敬三	
総政総課	策合情	務部報長	澤	田	眞紀子	務部策長	佐	藤	孝悦	
総政防政防専	策門	務部災課災官	畑	中	輝幸	部長	吉	田	真	
財管	務課	部長	木	下	尚一郎	部金長	藤	島	純	

民環課
生政
部策長

成 田 司

保福介課包七所老憩福所
祉福
支夕
の寿
部社長援一長人家荘長

千 代 谷 賀 士 子

経シテ
シモ進
部ロ
ン長

松 山 勝

教委事総
員務課
育会局長

高 杉 俊 郎

財管主
務財
部課幹

畑 山 勝

民市又主
生ポ
部民課幹

加 藤 昭 広

総政総主
策務主
務部課査

栗 橋 恒 平

総政総主
策務
務部課事

佐 藤 貴 昭

民市又課
生ポ
部民ツ長

伊 藤 大 治 郎

保福健康課
祉推
健部進長

工 藤 和 彦

建土
木課
部長

中 村 久

総政総情主
策報
務部合課幹

長 尾 寿 和

民環政主
生策
部境課幹

品 木 聡

保福介福主老憩長所
祉社
の寿
健部護課幹人家荘長

池 田 雅 文

総政総主
策務
務部課事

中 村 善 光

事務局職員出席者

事務局長
主幹
主任主査

柳 田 諭
小 林 睦 子
葛 西 信 弘

次長
主任主査
主事

東 雄 二
村 一 也
山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、12月2日市長から、今定例会に議案3件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、10月18日から21日まで実施した総務教育常任委員会の行政視察報告書、11月8日から11日まで実施した産業建設常任委員会の行政視察報告書、11月14日から17日まで実施した民生福祉常任委員会の行政視察報告書が提出されておりますので、お手元にお配りしております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第3 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 議案第99号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から日程第3 議案第101号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

の一部を改正する条例までの3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました3議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、議案第99号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、介護のための休暇に関する制度の拡充等をするためのものであります。

次に、議案第100号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第101号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するためのものであります。

以上をもちまして、追加上程されました3議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅利竹二郎） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第99号から議案第101号までについては、12月12日に質疑及び委員会付託を行いますので、ご了承願います。

◎日程第4 一般質問

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第4 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより原田敏匡議員、鎌田ちよ子議員、工藤祥子議員、横垣成年議員、佐賀英生議員、濱田栄子議員の順となっております。

本日は、原田敏匡議員、鎌田ちよ子議員、工藤祥子議員、横垣成年議員の一般質問を行います。

◎原田敏匡議員

○議長（浅利竹二郎） まず、原田敏匡議員の登壇を求めます。1番原田敏匡議員。

（1番 原田敏匡議員登壇）

○1番（原田敏匡） おはようございます。1番原田敏匡でございます。むつ市議会第230回定例会において一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。

12月5日から11日まで、北の防人安渡館にてキタモリWeekが開催されています。これは、かつて私も一緒に活動していたむつ市市民協働まちづくり会議のメンバーで構成されたむつ市市民協働まちづくりコーディネーターの皆様が北の防人大湊の各施設を、よりたくさんの方々の皆様に活用してもらい、市民協働で盛り上げようと、市内各諸団体と活用ミーティングを行い、マッチングして生まれた取り組みです。市民協働は、私の中で欠かすことのできないテーマの一つであり、今回の一般質問でも提案という形で取り上げさせていただきます。

それでは、通告に従いまして、3項目7点について質問いたします。市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きのご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、1項目めの災害等による被災者対応についてであります。前第229回定例会の一般質問では、佐賀議員の質問により、台風9号及び台風10号

による本市の被害状況、対応状況が報告されました。今回の一般質問では、その後被災された方々への支援対応について、また本市の支援対応体制について質問いたします。

まず、質問の1点目は、被災者支援業務の窓口一本化、ワンストップサービスの実現を、であります。台風10号では、市内の住宅被害は29件発生しました。被災された方々には、屋根トタンの剥離等、災害により生じた廃棄物の処理手数料減免措置を受けることができる場合があります。現状は、まず防災政策課で罹災証明書の発行手続きを行い、その後環境政策課、下北地域広域行政事務組合の窓口による手続きを経て処理手数料減免の手続きが完了と、被災者は複数窓口に出向かなければなりません。また、大規模災害時では、さらに多くの部署が関係してくることから、日常への一刻も早い復旧、そして何より被災者の心情を思うと、こういった手続きはできるだけ簡素に時間をかけず、各種制度の相談も一括して受けられるよう窓口の一本化、ワンストップサービスを実現すべきだと考えますが、市長の見解をお伺いします。

次に、2点目、罹災証明書発行に必要な建物被害認定、判定業務に携わる本市の職員の人数及び体制についてであります。罹災証明書は、地震や風水害などの災害で住宅が大きな被害を受けた住民に、各市町村が被災者から申請があった場合は、遅滞なく住家の被害、その他当該市町村が定める種類の被害の状況を調査し、交付する証明書となっており、被害割合が50%以上を全壊、40%以上50%未満が大規模半壊、20%以上40%未満が半壊と認定されます。証明書は、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給、全国から寄せられる義援金の配分、税金や保険料などの減免などに必要となり、罹災証明書の発行は被災者の生活再建にとって不可欠なものとなります。

東日本大震災を受けて、2013年に改正災害対策

基本法が施行され、自治体の対応強化策が盛り込まれ、柱の一つとして罹災証明書の速やかな交付が市町村長に義務づけられました。自治体は、被害家屋を調査する専門職員育成、必要となる調査員数の算出、他の自治体との職員派遣協定整備などが求められました。しかしながら、記録的な地震に見舞われた熊本県内では、罹災証明書の発行のおくれが問題となり、その要因として想定以上の申請件数、職員は避難所対応などに追われ支給の体制が整わない、職員育成や調査員数算出を行っていないといった問題点が挙げられました。そこで、大規模災害時を想定した本市の罹災証明書発行に必要な建物被害認定、判定業務に携わる本市の職員の人数及び体制について市長にお伺いします。

続いて2項目め、中小企業振興について質問いたします。10月29日、青森労働局は県内10月の有効求人倍率が前月を0.01ポイント上回り1.12倍となり、1963年の集計開始以来、過去最高を更新したと発表がありました。また、1倍を超えたのは10カ月連続であり、県内の景気は緩やかではあるが、持ち直している傾向にあります。

しかし、市内の中小企業の声を聞きますと、決して楽観視できる現状ではないことがうかがえます。その中でもとりわけ危機感を感じているのが、求人を出しても応募がない、人が集まらないといった状況です。これは、パート、アルバイトにとどまらず、正社員の募集も同様であり、かつ業種を問わず同じ声が聞こえてきます。実際に人が集まらず、営業時間の短縮を余儀なくされている業種もあります。仕事はあるのに、人手不足により倒産せざるを得ない、こんな皮肉で悲しい状況は避けなければなりません。しかし、全国的に見ても、こういったケースは増加しており、2008年以降企業倒産は減少しているものの、倒産件数に対する人手不足関連倒産の割合は増加の一途をたど

っています。こういった状況を踏まえると、本市でも中小企業対策が急務であると考えます。

そこで、1点目は、むつ市中小企業振興条例に基づく助成事業の活用状況についてであります。むつ市中小企業振興条例は、本市における中小企業の経営の安定と自主的な努力を助長するため、必要な助成及び指導を行い、もってその育成振興を図ることを目的とし、昭和52年に制定されました。その後昭和60年と平成17年に2度の改正が行われておりますが、その助成事業の活用状況をお伺いします。

2点目は、むつ市中小企業振興条例の改正についてであります。青森県の中小企業は、事業所数で全体の約99.9%、従業員数で約91.4%を占め、地域経済と雇用の主要な担い手として大きな役割を果たしており、本市経済の持続的発展のためには中小企業の活動がより一層活発になっていくことが重要となっております。

このような中、全国的に各自治体において中小企業の重要性を認識し、中小企業の振興を重要施策として位置づけるとともに、住民、企業及び自治体の役割や責務を明確にし、それぞれが一体となって地域経済の活性化を推進していくことを基本とする中小企業振興基本条例の制定が活発化しています。

県内でも、県、青森市、八戸市、三沢市で既に制定されており、現在十和田市も条例制定に向けた取り組みがなされています。むつ市では、1点目の質問のとおり、条例は既に制定されておりますが、その内容は助成金に関するものが主であることから、基本理念、住民、企業、自治体の役割等の条項を追加し、改正する時期にあり、中でも市からの受注機会の増大などを明確化し、地域経済の活性化、中小企業育成を図るべきと考えます。

県、青森市、三沢市の条例の中にも行政の責務として、工事の発注、物品及び役務の調達等に当

たっては予算の適切な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者等の受注の確保に努めなければならないと条文化されています。そこに中小企業者、中小企業団体、金融機関、市民の役割を明確に位置づけ、互いに連携しながら地域全体で中小企業を支援し、より豊かな地域社会の実現を目指すべく改正に向け検討すべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

続きまして、3項目め、むつ市の中の日本一について質問いたします。

1点目は、「むつ市のうまいは日本一！」のこれまでの成果、今後の課題についてであります。本年「むつ市のうまいは日本一！」の中の逸品であるイノシシ肉の生産について、来年度以降の補助金の廃止が決定されました。飼育事業の改善のため、さまざまな取り組みを行ったうえでの結論であり、市長におかれましても苦渋の決断であったことは言うまでもありません。一方で、「イノシシ肉は日本一のはずではなかったのか、それなのになぜ」といった声も少なからずあります。

そこで、「むつ市のうまいは日本一！」事業が始まって8年、現在までの取り組みを検証し、10年目の節目に向かって歩み出すよい機会であると考えますので、これまでの成果と今後の課題についてお伺いします。

2点目は、分野を問わずむつ市における日本一は何があるのかについてであります。日本一という冠は、人々の関心を大きく引き寄せ、複数ある選択肢の中から1つを選ぶ際など、重要な要因となります。

総務教育常任委員会の行政視察で伺った朝来市では、宝島社が発行している月刊誌「田舎暮らしの本」の中で実施されている日本「住みたい田舎」ベストランキングで総合1位を獲得して以来、移住支援策に関する問い合わせを初め、行政視察の

問い合わせも激増したそうです。また、「日本一」というワードは、マスメディアも好んで取り上げるコンテンツであり、セールスプロモーション等においても話題性が高く、費用対効果にすぐれたものになります。

そこで、むつ市においてカテゴリーを問わず、自他ともに認められた日本一は何があるのか、また数値としての客観的な根拠は未調査だが、日本一の可能性が考えられる素材についてお伺いします。

3点目は、市民と協働で日本一をつくる「日本一のはまなすロード事業（仮称）」の提案についてであります。むつ市でもインバウンドへの取り組みが活性化する中、どんな場所にも足を延ばす外国人観光客により、日本人が気づいていない場所や施設にスポットが当たることが多い昨今、その中でも特に熱いキーワードとして挙げられるのが、花、木、動物、聖地などが挙げられます。

我がむつ市は、このキーワードに合致する場所が多く、「木」は来さまい大畑桜ロードや、薬研、川内溪流、「動物」は脇野沢のサル、「聖地」は「艦これ」にゆかりのある大湊地方総監部があります。そこにぜひとも「花」というキーワードに「日本一」という冠をつけて追加し、観光客の誘客につなげたく、今回の提案となりました。

事業の内容は、田名部川などの土手に市民、町内会、各種団体等の有志により、むつ市の花でありますハマナスを植え、見渡す限りの日本一のはまなすロードをつくらうというものです。この事業は、あくまで市民が主体性を持ち、種、苗を植えるために草を刈るところから始めることに賛同いただける方を募り、行政はその下支えとして種、苗の補助、また場所を田名部川とした場合は県との調整を行います。市にとっても、予算面などを考慮し、優しいサポート内容となっております。

ただし、日本一とするには長い年月を要します

が、全国には同様の事業を誰にも頼らず一人で始め、周りからは「できるわけがない」といった冷ややかな意見を投げかけられながらも作業を続け、その地元を愛する心とひたむきな努力が他の市民を動かし、一人、また一人とその作業に手をかす者があられ、今では2,000メートルもの長い区間を数百万本のヒガンバナが覆い尽くすまでになり、その絶景を一目見ようと全国から数十万人の観光客が訪れるようになりました。ぜひともむつ市でこの事業を行い、市民協働の象徴としたいと考えますが、市長の見解をお伺いします。

以上、3項目7点につきお伺いいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 原田議員のご質問にお答えいたします。

まず、災害等による被災対応についてのご質問の1点目、被災者支援業務の窓口一本化についてお答えいたします。大規模災害時の被災対応につきましては、むつ市地域防災計画が基本となります。この計画では、被災時の所掌は、通常業務で専門性が磨かれている課がそれぞれ担うこととしております。例えばこのたびの台風被害等の自然災害等で発生した廃棄物の処理につきましては、廃棄物処理手数料の免除を受けるためには防災政策課で罹災証明書の発行を受け、下北地域広域行政事務組合廃棄物施設課で手数料の免除申請手続を行う必要があります。さらに、ごみの中に木材やトタンなどの建築廃材を含む場合には、環境政策課でごみ処理施設であるアックス・グリーンへの搬入確認証の発行を受けたうえでごみ搬入予約を行う必要があります。これは、持ち込みできるごみの種類が限られていることや、一時期に施設として受け入れる量に限りがあることなどについては、通常業務で蓄積された知見を生かしながら

対応する必要があるものであり、さらに施設の所管が市と異なる組織であることなどによるものであります。

市民の皆様の要望に沿うようなスムーズなサービスの提供を行うことは、どんな場合であっても重要であることは認識しておりますが、専門性の高い職員が各窓口で対応するほうが、かえって市民の皆様の要望や相談に寄り添うことができることになると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、東日本大震災のような大規模災害時には、支援の対象となる被災者の数も多数に上り、廃棄物の処理だけではなく、被災者のニーズも多様化すると予想されますことから、災害対策本部を中心として応急対策を迅速に行い、各自治体等からの支援も含めて被災者支援業務の窓口一本化や情報の提供、また被災者台帳を作成し、関係部署による情報共有を図るなどして、その対応に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、罹災証明書発行に必要な建物被害認定、判定業務に携わる本市の職員の人数及び体制についてのご質問にお答えいたします。大規模災害時に市が実施する建物被害調査は、さまざまな災害時に発行する罹災証明書の交付を目的とした被害認定調査のほかに、地震により被災した建物、建築物の余震等による2次災害を防止する目的で実施される応急危険度判定の2つがあります。応急危険度判定は、被災後に発生する余震等の影響による倒壊や外壁の落下等の危険性を判定し、その判定結果を示したステッカーを見やすい場所に表示することで、使用者や居住者だけでなく、付近を通行する歩行者にも危険性を識別できるように実施するものであります。

この応急危険度判定は、県が実施する講習会を修了し、県知事から応急危険度判定士の認定を受

けた者が実施することになっており、平成28年11月30日現在、市では応急危険度判定士として認定された職員が10名在籍しております。

一方、罹災証明書の発行に必要な被害認定調査は、専門でなくても被害の程度が判断できる調査・判定方法が内閣府から示されていることから、風水害等の小規模な災害での被害認定調査は防災政策課職員が実施しておりますが、大規模な災害が発生した場合には、応急危険度判定士として認定を受けている職員を中心に被災規模等の把握や、調査体制の構築後に被害認定調査を実施することになります。

しかしながら、大規模災害時には市担当課、担当職員のみで対応が困難になることが想定されますことから、平成9年に青森県が一般社団法人青森県建築士会と締結した地震災害時における応急危険度判定の実施に関する協定や、平成18年に県内市町村で締結した大規模災害時の青森県市町村相互応援協定に関する協定等に基づき、県や近隣自治体から職員の派遣や応援を要請し対応することになっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、中小企業振興についてのご質問の1点目、むつ市中小企業振興条例に基づく助成事業の活用状況については、担当部長からの答弁といたします。

私からは、ご質問の2点目、むつ市中小企業振興条例の改正についてお答えいたします。急速に進む人口減少と少子高齢化により、地域経済を取り巻く環境は厳しさを増しており、中小企業においては経営環境の悪化に伴う活力の低下が懸念されるところでありますが、地域経済の活性化のためには、当市の企業の大多数を占める中小企業への一層の支援が必要不可欠であると認識しております。

しかしながら、中小企業を支援するためのむつ

市中小企業振興条例は、制定から40年が経過しようとしており、また国の中小企業政策の基本方針を示す中小企業基本法の改正や小規模企業振興基本法の制定などがあり、社会状況の変化や法令整備に対応する必要があると考えております。

同条例の見直しにつきましては、昨年青森県中小企業団体中央会並びに青森県官公需適格組合運営協議会より要望を受けた経緯もあり、既に検討に着手しているところであり、議員からは改正という提案ではありましたが、むしろ私としては早ければ今年度中にも現行条例を廃止したうえで、中小企業振興の基本理念や行政の役割なども明文化した新たな基本条例を制定したいと考えております。このことにより、市といたしましては、市内事業者の大部分を構成する中小の事業者が安定して経営ができるよう持続可能な経済構造を構築し、地域経済の活性化及び市民生活の向上に努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、むつ市の中の日本一についてのご質問の1点目、「むつ市のうまいは日本一！」のこれまでの成果、今後の課題についてお答えいたします。本事業は、むつ市で産出される農林水産物の価値を見直し、市民の方々にホタテ、イカ、ヒラメなど地元特産品を率先して愛用いただく地産地消の観点からスタートしております。広報紙やリーフレットを用いてのPR活動のほか、マエダ本店様、ファミリーマートさとう様など市内量販店の協力を仰ぎ、とれたての野菜や海産物を集めた生産者による即売会である現在の「むつ市のうまいは日本一！フェア」が開催されております。現在も市内4量販店、6店舗で継続されており、対前年度比160%の売り上げを記録する店舗があるなど、フェアの開催が地産地消に大きく貢献しているものと考えております。

さらに、フェア開催中には各店舗が工夫を凝ら

した広告や商品スペースを特設し、地域産品のアピールを行いますことから、市民の皆様がどんな特産品があるのか再認識する絶好の機会になっているものと考えております。

また、地産地消を推進する一方で、生産者の所得向上をさらに推し進めるため、地元の特産品を売り込む地産他消にも積極的に取り組んでおります。主な取り組みといたしましては、亀戸香取勝運商店街における“むつとの遭遇”事業や、ご当地酒場青森県むつ下北半島神田小川町店の開店、道の駅ばんだいにおける「むつ海鮮祭」、県内におきましては、10市大祭典など、むつ市特産品の積極的普及活動により消費の拡大を図っているところであります。これは、単に消費が拡大するだけでなく、むつ市そのもののPRにもつながる取り組みであり、シティプロモーションの一翼を担ってきたものと考えております。

さらに、地方創生の枠組みの中、地産他消をグレードアップされた稼げる仕組みを目指す地産外商の取り組みとして、本年2月に「食のこだわりフェア in 京都」及び「むつ市のうまいは日本一！地元見本市」、さらに本年10月5日、「食のこだわりフェア in 東京」を開催いたしました。一流のホテルや飲食店の料理人などを対象とした商談会であり、むつ市自慢の特産品を本格的な料理でご試食いただき商談を行う、これまでにない新しい商談会スタイルとなっております。

アンケートでは、参加者の9割の方々から「満足」以上の回答をいただいております。非常に高い評価を得ております。本商談会終了後、山菜、キノコ類を中心に、ホテルでは帝国ホテル、椿山荘、星野リゾート、和食料理店では菊乃井グループ、中華料理店では聘珍樓など、日本の名立たる有名店からの注文が入ってきており、大都市圏で求められている食材としてむつ市の特産品が有効であることが明らかになったことで、今後のプロモ-

ーションに季節感を盛り込んで活動してまいりたいと考えております。

今後の課題につきましては、「むつ市のうまいは日本一！」という名のもとに、地産地消、地産他消、地産外商、3つの基本的なコンセプトのもとでの取り組みを効果的に進め、最終的には農業、漁業に携わる方々の所得が向上し、後継者問題の解消や、U、I、Jターンなど新たな担い手の受け皿となるよう仕掛けていくことができるかどうかだと認識しております。その中では、何といても十分な生産量を確保できないということが一番大きな課題であると考えております。

具体的には、現在スイーツ開発などブランド化を進めております一球入魂かぼちゃや、ふるさと納税の人気商品であります海峡サーモン、下北ワインは発注に商品の供給が追いつかないという状況にあり、せつかくのビジネスチャンスを逃しております。今後は、例えばこれまでの事業として行っている下北ワインのクラウドファンディング活用事業や、世界的に活躍する有名パティシエを活用した一球入魂かぼちゃスイーツ化など、付加価値を高める取り組みを進化させることにより、価格を向上させて生産者の所得を上げ、生産が拡大していくという好循環をつくり出していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、分野を問わずむつ市における日本一には何があるのか及びご質問の3点目、市民と協働で日本一をつくる「日本一のはまなすロード事業（仮称）」の提案につきましては、担当部長からの答弁といたします。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 中小企業振興についてのご質問の1点目、むつ市中小企業振興条例に基づく助成事業の活用状況についてのご質問にお答えいたします。

むつ市中小企業振興条例は、中小企業の経営の安定と自主的な努力を助長するため必要な助成及び指導を行い、もってその育成振興を図ることを目的として昭和52年に制定しております。市では、同条例第7条の規定に基づき、中小企業者等の資金融通の円滑化を支援しており、むつ市が独自に実施している融資制度において、融資枠確保のための原資預託及び信用保証料の負担を行っております。

過去3年間の支援件数、融資額及び信用保証料負担額の実績といたしましては、平成27年度が172件、融資額約13億4,700万円、信用保証料負担額約2,763万円、平成26年度は155件、融資額約12億7,500万円、信用保証料負担額約1,783万円、平成25年度が182件、融資額約12億4,500万円、信用保証料負担額約1,979万円となっております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） むつ市の中の日本一についてのご質問の2点目、分野を問わずむつ市における日本一は何かあるのかについてお答えいたします。

青森県が発行しております「数字で読む青森県2015」によりますと、平成25年の工業統計調査において、都道府県別では青森県がパンスト出荷数量日本一となっており、その理由といたしましては、当市にありますアツギ東北株式会社むつ事業所の存在によるところが大きいことが述べられていることから、ストックキング生産量については同社の県内唯一の基幹工場でありますむつ市が日本一ではないかと推測されるところであります。

また、春には満開の桜のトンネルが見応え十分となります国道279号の大畑バイパス沿いの来さまい大畑桜ロードは、約1,400本のソメイヨシノが約8キロメートルにわたって続いており、ソメイヨシノに限定した桜並木としては日本一の規模

を誇っているものと自負しているところであります。

このように、視点によっては日本一となるものもあることから、ほかに日本一となるものはないか、今後も地域資源の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の市民と協働で日本一をつくる「日本一のはまなすロード事業（仮称）」のご提言についてであります。住民主体、市民協働による取り組みについてのご相談は、窓口である市民連携課で常時対応させていただいております。また、支援につきましては、希望のまちづくり補助金や、ことし4月から下北5市町村で運用を開始しております地域を盛り上げるアイデアなどに資金調達を提供するクラウドファンディング「FAAVOしもきた」などがあり、これらの制度を積極的にご活用いただきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ご答弁ありがとうございます。

まず、1項目めの災害等による被災者対応について再質問いたします。窓口一本化、ワンストップサービスについては、市長がおっしゃるとおり、各担当課において専門知識も要することから、1つの窓口、そして1人の担当者で全て完結するといった方法ではなくても、ワンフロアの利点を生かし、被災者の方が来庁された際は、その目的により担当課の職員を1つの窓口で招集し、窓口1カ所で手続きが完了する方法でも構いませんので、ご検討のほうをよろしくお願いいたします。

では、再質問の1点目ですが、例えば本庁での対応は今ご説明いただきましたが、少し系統が違います川内、大畑、脇野沢庁舎で罹災証明書の申請を行った場合、その手続きが本庁の窓口を介さず各分庁舎内で完結するのか、また下北地域広域行

政事務組合での手続は、どのタイミングで行われるのかお伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（光野義厚） 分庁舎での被災対応についてのご質問にお答えいたします。

分庁舎においても、基本的な手続の流れは本庁舎と同様となっております。まず、分庁舎の管理課において罹災証明の手続を行い、次に市民生活課において、その後のごみ処理関係の手続を行うこととなります。なお、下北地域広域行政事務組合においても廃棄物処理手数料の減免申請の手続を行わなければならないこととなっておりますが、本庁舎から遠隔地であることを踏まえまして、各分庁舎の市民生活課に申請書類を備えつけ、記入していただいた書類を後日下北地域広域行政事務組合に担当の職員が届けておりますので、そのような状況となっております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） ありがとうございます。

続いて、大規模災害時の罹災証明書の申請件数を想定すると、かなり発行をめぐる混乱が想定されます。発行場所については、庁舎だけでなく、例えば避難所とか複数設置し対応すべきと考えますが、その辺は計画されているのかどうかお伺いします。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 原田議員のご質問にお答えいたします。

大規模災害時における罹災証明書の発行ということですが、この交付業務につきましては、むつ市地域防災計画において市民課及び各庁舎市民生活課が担うこととなっております。また、罹災証明書の発行場所につきましては、他自治体の例によりますと、被害の程度の大きい地区に複数の会場を設置した例や、複数の避難場所を巡回し、会

場を設営した例などがありますことから、被災状況、それから被災世帯数、災害の規模等を勘案し、状況に応じた対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 大規模災害になりますと、被災者に向けた支援制度も多岐にわたって、罹災証明書は申請したものの、被災者が支援制度を知らないことによる支援漏れも考えられますので、罹災証明書の対応とあわせて、例えば支援メニューの一覧表の作成をしたりとか、被災者が早急に確かな支援を受けられる体制づくりもあわせてお願いします。

続いて、罹災証明書発行に必要な建物被害認定、判定業務に携わる本市の職員の人数及び体制についてですが、大規模災害時は担当課以外の部署からも人員を配置し対応に当たるというご答弁いただきましたが、そうなった場合、平時からの建物被害認定とか判定業務の育成が必要と考えられますが、現在そういった取り組みは行われているのかお伺いします。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

大規模災害が発生した場合には、先ほど市長答弁のほうにもございましたが、応急危険度判定士の認定を受けた職員、これは本市の場合10名おりますが、こういった職員が中心となって被害認定調査を実施することとなります。

この応急危険度判定士につきましては、建築士の資格を有しまして、専門の講習を修了した職員が、その業務に当たるということになっておりますので、こういった職員を中心に、他の防災政策課職員ですとかそういった職員等と一緒にあって対応に当たるといことになるかと思えます。

また、そういった調査員の具体的な調査方法の仕方といったところにつきましては、これもまた

被害状況等を確認いたしまして、その応急危険度判定士、これを中心に事前の調査手法の確認など、そういった研修等を行いまして、万全な体制で実施することとなろうかと思えます。

また、さらに災害の規模によりましては、そういった職員のみでの対応では不足が生じることも想定されますので、この部分につきましては、災害時の応援協定や、それから災害対策基本法に基づきまして、被害認定調査を経験した自治体等から職員派遣を要請して対応していくことにいたしたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 災害時後の研修というお話、市長の答弁と今部長の答弁もありましたけれども、そこまで判定業務に特化して行った研修でなくても、例えば罹災証明書の発行までの流れとか、そういった業務の概要だけでもいいので、毎年職員の皆様に受けてほしいとは言いません。1人1回程度で構いませんので、かつ年に数人でも構いませんので、そういった場合にはこういった業務が発生するというだけでも構いませんので、ぜひ平時から少しずつスキルの標準化を目指して、研修とまではいかななくても、ワークショップなりを開いていただきたいなということを要望いたします。

続いて2項目め、中小企業振興について再質問いたします。助成件数は、これ私個人の意見なのですがすけれども、思ったより非常に多いなという印象を受けました。行政以外でも、例えば金融機関とか商工団体からも情報提供をもとにしたケースも多分あるのかなと考えますので、ぜひ各機関とまた連携を密にさせていただいて取り組みを行っていただければなと思えます。

また、改正については市長のほうから非常にうれしい答弁といますか、前向きな答弁をいただ

きまして、大変心強く思っております。

そして、1点だけなのですけれども、他の自治体のケースを見ますと、制定まで市内の商工団体等で構成するような準備委員会とかを設立して、ある程度意見を集約しながらというケースもあるのですけれども、制定までにその辺を設立するかそういった流れというのがもし検討されているようでしたら、お話しできる範囲で構いませんので、よろしく申し上げます。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お答えいたします。

現時点では、改正時期を明確にお答えすることはできませんが、手法といたしましては、先ほど市長答弁にもございましたが、改正ではなくて新たなものをつくり上げるということになりますので、その点の時間、それと内容、あとは今ご質問の中にもありました関係者との調整、そこら辺も全て加味しながら、この新しい条例の制定に向けていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 続いて、3項目めについて再質問いたします。

まず、成果についてですが、やはり売り上げ等160%以上といううれしい報告もある中で、答弁された以外でやはり気になるのは、生産者の推移でございます。むつ市の統計資料からは、1次産業の就業者数は激減といたしますか、減少しているところではありますが、例えば「むつ市のうまいは日本一！」の産品に限った生産者としての推移はどうなっているか、限るといえるか、生産者の推移をお知らせ願います。

○議長（浅利竹二郎） シティプロモーション推進課長。

○経済部シティプロモーション推進課長（松山 勝） お答えいたします。

むつ市の特産品として今力を入れております一球入魂かぼちゃについてであります、どうしても高齢化が進んでおりました、事業を始めて数年たっておりますが、農家の数は減少しており、昨年度からことしにかけても2件廃業しております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 答弁でもありましたとおり、人口減少、それに加え後継者不足という点も相まって、現状維持とは言わずとも、急激な右肩下がりではなく緩やかな曲線を保つだけでも私個人としては御の字かなという印象を持っています。

ただ、これから先、そういった人口減少によりもっともっと厳しい状況になることは明白でございます。これに対応するべく、例えば課を横断した農林畜産振興課、水産振興課との連携はもとより、例えば1次産業を生かした移住定住化対策などを盛り込んだ部を横断した連携も必要ではないかと感じますので、ぜひともその辺一丸となって取り組んでいただきますよう、よろしくお願いたします。

最後に、3点目の質問でございます。これは、再質問ではないのですけれども、先ほど一人でヒガンバナを植え始めた方の紹介をいたしました。この方、もともと観光を目的として植えたわけではなく、2つの理由がありました。1つは、戦争体験で失った戦友たちをしのぶ心、そして亡き戦友への鎮魂の思い、またもう一つは子供のころ遊んだふるさとを懐かしむ心であったそうです。私も壇上から観光客誘致という目的でこの事業をやらうとお話ししましたが、この事業を通じて一番大切だと思っているのは、市民一人一人が主体性を持って日本一に向かって行動することで、必ずや生まれるであろう地域に対する気概や誇り、そしてその姿を見る子供たちに地域を愛す

る心が生まれるはずであると考えています。

そんな市民協働による気概と誇りがあふれる事業が展開されることを期待いたしまして、むつ市議会第230回定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅利竹二郎） これで、原田敏匡議員の質問を終わります。

ここで、午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。13番鎌田ちよ子議員。

（13番 鎌田ちよ子議員登壇）

○13番（鎌田ちよ子） おはようございます。公明党、公明・政友会の鎌田ちよ子です。

先週、むつ・下北私たちのまちづくりフォーラムが開催され、2回目のテーマ、「空家・空店舗のリノベーションから始める安全安心なまちづくり」、市、事業者、市民が一緒になって将来どのようなまちむつ市、地域下北にしていくかを考え、それぞれが自分事として実行していくためのフォーラムと題し、建築家で東京都大学教授、手塚貴晴氏の「変わるもの 変わらないもの」と題しての基調講演は、「木」本来のよさを生かし、人に寄り添い、鉄やコンクリートにはない木の味わいを大切にして再生させた建築にかかわってきた貴重なお話を伺いました。高校生の皆さんも参加されており、特に女子高校生が多く、本市の将来に明るい希望を見出したフォーラムであり、自分たちのまちは自分たちで、自分が主役を改めて思

い起こしたフォーラムでした。

むつ市議会第230回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1は、にぎわいの創出。地域経済に元気と活気を取り戻す地域活性化「まちゼミ」の推進についてお伺いいたします。市内商店街のお店が講師になり、プロならではの専門的な知識や情報、コツを、無料で受講者であるお客様にお伝えする少人数制のゼミです。お店の存在や特徴を知っていただくとともに、お店の店主やスタッフとのコミュニケーションの場から信頼関係が生まれる事業です。お客様にとっては「無料で知識が得られる」、「ふだん悩んでいたことを気軽に聞くことができた」、「得た知識により今まで以上に買い物上手になった」、そして「新しい仲間との出会いがあった」など、まちに出かける楽しみが生まれます。また、お店にはお店を知ってもらうチャンスと新しいお客様ができること、お店の専門性や特徴をアピールでき、講師を務めることにより専門性の向上につながります。お客様の声を直接聞き、気軽に相談されることで信頼関係が築かれ、エリア全体としても参加店を中心にお店同士のつながりが強くなり、イメージアップになります。

「まちゼミ」の発祥の地は岡崎市です。平成14年、商工会議所のまちづくり担当者の呼びかけで始まりました。年2回開催し、平成28年秋の「まちゼミ」で28回目となりました。回を重ねるごとに進化し続けている名物事業となっています。

県内で取り組んでいる自治体は、黒石市と本市です。本市では、初めて今年度2回開催されました。「むつまちゼミ」についてのご見解をお尋ねいたします。

3回目は、エリアを広げてにぎやかに開催する予定と聞いています。地域活性化むつまちゼミの

将来展望についてお知らせください。

質問の2はふるさと納税。ふるさと納税の推進についてお伺いいたします。平成20年度税制改正から始まったふるさと納税制度は、政府の進める地方創生の諸施策の関連から、平成27年1月1日、特例控除額の上限が個人住民税所得額の1割から2割に拡充され、給与所得者などの確定申告を省略する制度、ふるさと納税ワンストップの特例制度が創設、ふるさと納税を利用する際の手続上のハードルが下がり、ふるさと納税拡大につながりました。

総務省のふるさと納税制度を導入している47都道府県、1,741市町村の調査結果では、2015年度のふるさと納税受け入れ総額は約1,653億円に達し、前年度に比べて4.3倍にふえ、受け入れ件数は約726万件で、対前年度比の3.8倍でした。最も受け入れ額が多かったのは、宮崎県都城市の約42億3,100万円です。

全国的に納税受け入れ額と受け入れ件数が増加した理由について総務省は、返礼品が充実したこと、2015年度から納税枠が倍増され、5つの自治体までの納税は確定申告が不要になるなど、制度が拡充されたことが大きいと分析しています。また、納税された寄附金の使い道として、企業、団体を対象にした合宿を誘致することで、地方公共団体を訪れる人がふえ、体育館や公園など運動施設や宿泊施設の利用がふえて、地域活性化につながったことも挙げられています。

本市としても、この価値にいま一度目を向け、寄附収入だけではなく、返礼品のプレミアなど、「むつ市のうまいは日本一!」、本市の宝を全国に売り出す絶好の好機と捉え、戦略的に取り組まなければなりません。合併特例の交付税の減少が見込まれる中、人口減少により自主財源の確保が難しくなっている現状を考えれば、この制度をさらに積極的に進めるべきと考えます。

これまでの取り組み状況について、返礼品となる特産品の開発など、今後の推進計画についてお知らせください。

次に、企業版ふるさと納税について伺います。このたび平成28年度税制改正において、地方創生応援税制、地方版ふるさと納税制度が創設されました。この制度により地方公共団体が実施している地方創生関連のプロジェクトへの寄附に対し、税額控除の措置を受けることができるようになりました。自治体がまち・ひと・しごと地方創生寄附活用事業として事業計画をつくり、その事業が地域活性化に効果が高いと国が認めれば寄附した企業側は法人税などの控除を受けられるというものです。

具体的には、企業から地方創生に取り組む市町村に対し寄附をした場合、寄附額の約6割について税の軽減を受けることができます。内閣府は先月25日、13道府県と23道府県の32市町村が申請した55事業を第2弾として認定いたしました。うれしいことに、県内では初めてとなる当市の「次代を担うプラチナ人材育成プロジェクト」が企業版ふるさと納税の認定を勝ち取ったと報道されました。本市が進める企業版ふるさと納税について伺います。

質問の3は、保健福祉行政、かかりつけ薬局についてご質問いたします。2015年5月26日、経済財政諮問会議におきまして、厚生労働大臣により、医薬分業の原点に立ち返り、全国の薬局を患者本人のかかりつけ薬局に再編するための「患者のための薬局ビジョン」が策定されました。このビジョンは、かかりつけ薬剤師、薬局の今後の姿を明らかにするとともに、団塊の世代が後期高齢者75歳以上になる2025年、さらに2035年に向けて中長期的視野に立ち、現在の薬局を再編する道筋が掲げられています。

かかりつけ薬局は、患者の薬歴を一括管理でき

ることや、在宅ケアの対応にプラスになるなど意義のある役割を担い、地域包括ケアシステムの一環として国の方向性が示され、医療と介護の連携が重要と位置づけました。

高齢化社会に伴い、社会保障の切迫が危惧される中、残薬問題や誤飲による副作用問題など、処方された薬を飲み残す残薬は75歳以上の在宅高齢者だけで年間約500億円規模に上ると推定されています。残薬の発生は、医療費を圧迫するだけではなく、人の命に密接にかかわる問題です。飲み合わせによっては、健康を害する危険があります。また、処方された薬を適切に飲まなかったために症状が改善されず、医師がさらに薬の処方をふやすという悪循環に陥る場合があります。薬整理箱やお薬カレンダーなどの活用も行われていますが、個人任せになっていることに限界があります。

地域包括ケアシステムの構築の中心となる在宅医療、在宅介護の体制整備には、かかりつけ薬局の拡充が必須と考えます。高齢化が顕著な本市におきまして、どのような認識のもと取り組んでいるのでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

次に、お薬手帳の活用について伺います。3.11東日本大震災の救急現場で、お薬手帳によりスムーズに、かつ適切に医療品の供給が行われ、その有効性が注目されています。災害時では、糖尿病や高血圧など慢性疾患の治療のお薬を常用している患者にとって服薬の中断は、現状の悪化を招くだけでなく命にかかわる深刻な問題となります。

2015年度までの診療報酬では、お薬手帳を利用しないほうが安くなるという状態でした。お薬手帳を利用した場合、管理指導料として410円、利用しない場合340円、このような状況で普及が進まないため、厚生労働省は本年度から診療報酬を改定いたしました。お薬手帳を利用すると医療費が安くなります。具体的には、お薬手帳を持参した場合120円安くなり、3割負担、70歳未満の

患者さんは40円の差となり、70歳以上の原則1割負担で10円の差となります。

安全な服薬治療には、これまでの服薬歴や副作用歴などの情報が大切です。お薬手帳の一冊化が大事となります。副作用防止、医療費削減となるお薬手帳の活用についてご所見をお伺いいたします。

以上、3項目について明快かつ具体的なご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

にぎわい創出についてのご質問及びふるさと納税についてのご質問の1点目、ふるさと納税の推進につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、ご質問の2点目、企業版ふるさと納税についてですが、このたびの制度は、本年4月の地域再生法改正により創設された制度でありまして、地方創生に取り組む地方自治体を応援する企業からの寄附に対する税制上の優遇措置であります。地方自治体にとりましても、地方創生交付金の対象とならない事業に対しての財源の確保など、地方創生の取り組みをさらに加速化させていくため、民間資金を活用して事業を積極的に推進できるといったメリットがあります。

地方創生の推進に当たり、人口減少が続く大きな要因として、社会減と自然減が同時に進行していることが挙げられます。社会減では、若年層が進学等により市外へ流出し、これらの多くが他の地域で就職しているといった状況が見られ、自然減では少子化もさることながら、死亡数が増加傾向となっており、これは高齢者の増加によるもののほか、肥満者や飲酒、喫煙の割合が高いことな

ど、健康に対する意識の低さが要因となっており、がんや肺炎、心疾患といった死因が多くなっており、ります。

これに対し、人口10万人当たりの医師数は、平成26年12月31日現在で、全国平均244.9人、青森県では203.0人に対し、むつ市は162.1人と大きく下回り、むつ総合病院内科の待ち時間が4時間を超えるなど、深刻な医師不足の状況にあることから、命と健康を守る医師を確保し、安心して生活できる環境を整える必要があります。

これらの課題を解決するため、大学を初めとした高等教育機関のない本市に弘前大学と青森中央学院大学との3者で設置いたしましたむつサテライトキャンパスを活用した教育機会の充実、また原子力関連施設が集積している下北地域の特性にマッチした資格取得支援、そして医師不足という地域課題に対応し、将来の地域医療を担う若者への支援を一体的に展開するため、これらの事業をパッケージ化し、「次代を担うプラチナ人材育成プロジェクト」として国に対し地域再生計画の申請を行いましたところ、11月29日付で企業版ふるさと納税としては青森県第1号として計画の認定を受けたものであります。

この計画は、若い世代を本市に必要な人材へと育成し、地元就職、地元定着へとつなげることにより人口減少に歯どめをかけ、持続可能な地域づくりを目指すものであり、3つの事業を実施いたします。

まず、フィールドを活かした地域人材育成事業は、むつサテライトキャンパスを活用した公開講座の開催、滞在型学習やインターンシップに係る宿泊費の一部助成、大学で開催される就職セミナーへの地元企業の参加費用を助成するものであります。

次に、地域にマッチした産業人材育成事業では、原子力関連産業への就職に役立つよう第2種放射

線取扱主任者の資格取得のための講習会の開催、テキストの支給を行うものであります。

これら2事業に関しましては、既存の地方創生事業の財源確保ということになりますが、これに加え、新たな取り組みの医師を目指す未来人材育成事業では、医師不足という地域課題に対し、将来の地域医療を担う若者を育てるため、医師を目指すむつ市の出身者に対して学費の一部を助成するものであり、医学部入学者に対し、国立大学の年間授業料に相当する50万円を6年間にわたり助成するものであります。

医師確保につきましては、県に対しまして、地元から医師を目指す人材育成のため、医学部進学コースの設置を含む教育環境の充実についてお願いしているところではあります。市といたしましても、支援を行うことによって、より一層の効果が期待されるところであります。

今後も財政が非常に厳しい中でも、この企業版ふるさと納税制度や地方創生交付金など、国からの支援を最大限に活用しながら、地域に必要な人材は地域で育て、次の時代を担う人材を確保してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、保健福祉行政についてのご質問につきましては、健康づくり推進監からの答弁といたします。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） にぎわいの創出についてのご質問にお答えいたします。

「まちゼミ」は、ご質問の中にもありましたように、平成14年に愛知県岡崎市の商工会議所の呼びかけで始まり、平成28年11月現在、全国265地域で実施されている商店街活性化の切り札と言われている事業であります。商店街の店主が専門店ならではの知識を無料で教える事業であり、お客様に喜んでいただき、お店が繁盛し、まちのにぎ

わいに寄与する三方よしの事業であると言われ、大変注目されております。

むつ市では、田名部、中央、大湊地区の商店街エリアの商店主が有志でむつまちゼミの会を結成し、ことし2月から3月にかけて第1回目の「むつまちゼミ」を41店舗、49講座で開催したところ、初開催にもかかわらず延べ726名のお客様にご参加いただき、新聞各紙やテレビニュースなどでも大きく取り上げられ、大変好評を得ております。

地域で初開催する際には、参加者数が平均約300名程度であるのに対し、「むつまちゼミ」が726名のお客様にお店に足を運んでいただいたことを考えますと、全国の事例と比較しても、まちの活性化に大きく寄与している事業であると考えております。

この結果を踏まえ、ことし7月から8月に第2回「むつまちゼミ」を開催し、52店舗、66講座で開催し、延べ750名のお客様にご参加いただき、お客様からのアンケートでは、「まちゼミ」に対する感想として、「とても楽しかった」、「ためになった」などの「大満足」、「満足」が96%を占め、「不満」と答えた方はいなかったところがあります。特に「大満足」の割合は73%にも上り、全国的には「大満足」の割合が65%程度であることと比較しても、参加された市民の皆様が大変喜んでいただいていると認識しております。

また、多くの参加店からも、「まちゼミ」終了後に、「初めてのお客様にお店に来てもらった」、「後日再来店していただき、新規のお客様の商品購入につながった」などの声を頂戴しており、こうした参加店の声をアンケートでまとめたところ、参加店の60%が売りに上がったとの報告をいただいております。

こうした形で成功をおさめている「まちゼミ」事業については、市といたしましても、まさに地方創生に寄与する事業であると判断し、「まちゼ

ミ」実施を支援するための補助金や、きめ細やかなアドバイスをしていただくためのアドバイザー委託などの支援のほか、商業者の方々と企画段階から一緒に作業を行うなどの人的支援も実施しております。

「まちゼミ」事業は、商業者が自らの売り上げにつなげるために自らが行う事業であり、事業費については基本的に参加店の参加費で賄われるべきものでありますが、完全に自立するためには、あと一年程度は支援が必要と考えております。

むつまちゼミの会では、初回参加費として3,000円を徴収しておりましたが、ことし7月から8月にかけて実施した第2回「まちゼミ」では、参加費を6,000円に倍増させ自立を目指しており、参加費が倍増しても参加店が初回に比べてふえているのは、この事業が自分のお店の売り上げにつながる事業であるとの理解が得られているためであるとと考えております。

現在は、来年2月から3月にかけて開催する第3回「むつまちゼミ」に加え、大畑地区の商店街を中心に第1回「大畑まちゼミ」を開催するための準備中であるほか、収入確保の取り組みとして、チラシの一部に広告を掲載することで、さらなる自立を目指す予定としております。

次に、ふるさと納税についてのご質問の1点目、ふるさと納税の推進についてお答えいたします。まず、ふるさと納税の実績についてであります。ふるさと納税としては平成20年度に初めてご寄附の受け付けを開始し、むつ市には8件、127万円の善意が寄せられております。以後、平成21年度は8件で69万5,000円、平成22年度は11件で50万5,000円、平成23年度は20件で132万円、平成24年度は98件で287万5,000円、平成25年度は1,008件で1,796万4,000円、平成26年度は1,341件で2,383万5,000円、平成27年度は2,125件で4,842万5,000円となっており、平成27年度末時点、8年

間の累計では4,619件、9,689万円のご寄附をいただいております。特に寄附に対するお礼といたしまして、特産品を採用いたしました平成23年度以降の伸びが非常に顕著となっており、平成23年度から平成27年度の伸びは、寄附金ベースで約37倍となっております。

また、6月に大幅なりリニューアルを行いました本年度の状況についてであります。11月末現在で2,685件、6,100万円の実績となっております。前年同時期との比較では1,228件、2,696万円の増、約1.8倍に増加しております。

寄附を確保するための方策といたしましては、これまで寄附をいただいた方々のうち、郵便でお申し込みいただいた方には郵便で、インターネットでお申し込みの方にはEメールでダイレクトメールをお送りいたしましたほか、県内外で実施されるイベントを利用して積極的なPRを行っております。さらには、同窓会や同郷会、元気むつ市応援隊など、むつ市にご縁のある方々への働きかけを行っております。

次に、寄附金の活用状況についてであります。平成27年度の実績といたしましては、ジオパーク推進事業として200万円、安心して暮らせるまちづくり推進事業として250万円、次世代を担う子供たちの人づくり事業として600万円、産業振興の促進事業といたしまして241万円、ふるさと納税運営経費として1,971万円、合計3,262万円をふるさと納税寄附金基金から繰り入れ、事業充當させていただいております。

むつ市ふるさと納税がさらに拡大してまいりますためには、いかに魅力ある返礼品をラインナップすることができるのか、このことが大きなポイントであり、特産品を活用した新しい返礼品の開発が必要であると考えております。このため6月のリニューアル時点で115品だった返礼品につきましても随時追加を行っており、下北ワインが日

本ワインコンクールで金賞、銀賞をいただいた際には、受賞記念セットとしてラインナップいたしましたほか、特産のヒバ材を用いた積み木セットが新商品として開発された際には、販売に先駆けて返礼品として採用させていただいております。今後も新たな返礼品採用には積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、ご寄附くださった方々の声を届けていただくため、寄附申込書にはむつ市に対するメッセージ記入欄を設けており、約1割の方々が何らかのコメントを寄せてくださっております。多くは、「むつ市頑張れ」などの応援メッセージとなっておりますが、繰り返し寄附される方々を中心に、出身地や出身校、心に残る思い出、近況などについて丁寧に記入いただき、出身者の心温まる応援に心より感謝しているところであります。

今後におきましても、多くの方々の応援を踏まえ、寄附をされる方々に喜んでいただける魅力ある内容とするよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監（井田敦子） 保健福祉行政についてのご質問の1点目、かかりつけ薬局についてお答えいたします。

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態になっても住みながら地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供できるよう地域包括ケアシステムの構築を目指しているところであります。

その中で地域の薬剤師がかかりつけ医とともにその専門性を発揮し、かかりつけ薬剤師、薬局として患者の健康管理の支援に、より大きな役割を担い、安心して相談できる身近な存在となることが必要であるということが、この「患者のための

薬局ビジョン」の趣旨の一つではないかと認識しているところであります。

かかりつけ薬剤師は、患者の薬や体質の情報を一元的に管理し、患者のお宅を訪問して、薬の飲み方を助言したり、副作用や飲み残しがないか確認し医師に報告、状況によっては医師に処方の変更を提案するといったことを行い、多剤服用による副作用を防ぐための改善、さらには患者の健康管理全般において重要な役割を担うものと認識しております。

また、これは重複投薬や残薬の減少につながることから、医療保険財政上においても大きなメリットであろうと考えているところであります。

こうしたことから、後期高齢者医療制度では、75歳到達で加入される際にお配りするリーフレットの中に、かかりつけ薬局に関する記事を掲載し周知を図っているところでありますし、今後は国民健康保険制度におきましても、機会を捉えて周知を図っていくこととしております。

また、むつ下北薬剤師会とのかかわりでは、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の事例検討や、今年度立ち上げた在宅医療・介護連携推進事業にも薬剤師の方に参画していただいているところであり、在宅介護を支えるためには、薬剤師を含めた医療関係者と介護関係者の連携が非常に重要であると認識しているところであります。したがって、今後におきましては、薬局ビジョンの趣旨を踏まえ、かかりつけ薬剤師、薬局の有効性を市の広報などで周知するとともに、市民の皆様が安心して薬や健康の相談ができるような体制となるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、お薬手帳の活用についてお答えいたします。お薬手帳は、本来患者が自らの薬に関する記録を一元管理し、自らの健康管理に役立てるとともに、医師や薬剤師が患者の服

用履歴を確認し、相互作用の防止や副作用の回避に役立てるという重要な役割を持っており、そのような考えが診療報酬改定にも反映されたのではないかと考えるところであります。

お薬手帳の有効活用は、患者自身の健康にとって大切なことはもちろんですが、実際に支払う金額にもかかわってくることとなりますし、それは同時に市にとりましては国保の医療費に直結するものでもあります。市といたしましては、一層の普及啓発が必要があると考えておりますので、薬剤師会など関係機関のご協力をいただきながら、かかりつけ薬剤師、薬局とともにお薬手帳の活用についても、市広報紙などで周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 13番。

○13番（鎌田ちよ子） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

「まちゼミ」についてでございます。「まちゼミ」は、先ほど部長のほうからもいろいろ詳しく答弁いただきました。先ほどのご答弁でもありましたとおり、多額の費用をかけて行うイベントではなく、あるものを生かす取り組みで、お客様、お店、そして地域が幸せになる取り組みです。

先日全国230以上の地域で取り組んでいる「まちゼミ」ということで、先ほど260以上というご答弁でありました、成功例の中で「むつまちゼミ」が全国5番以内に入っているといううれしいお話を伺ったところでございます。ここまでののに、この1年といいますと、その前々から取り組んできたことと思います。スタッフ、関係者の皆様に感謝を申し上げ、また行政としても岡崎市を目指して長く頑張っていたきたい。また、これは岡崎市同様、大きなむつ市の目玉にさせていただいて、地域を巻き込んだ活性化につなげていただきたいと思いますので、よろしく願います。

ふるさと納税について再質問させていただきます。むつ市議会第223回定例会で齊藤議員も質問しておりました。ふるさと納税には、寄附をいただくことのほか、地域の地場産品をお礼として納税者に送ることにより、地域の地場産品の消費に貢献することや、地域の特徴や情報をPRできる一石三鳥の効果がある、これは先ほど部長答弁でも報告を受けました。

また、戦略的に考えまして、効果的に行動する、これを齊藤議員も訴えておりました。ふるさと納税が飛躍的に増加した理由に、先ほどもありましたとおり、返礼品の魅力が一番に挙げられるところでございます。当市の新たな戦略について再度ご質問させていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お答えいたします。

返礼品の魅力を高める取り組みについてのご質問でございますが、現在ふるさと納税の返礼品といたしましては、体験型商品が非常に脚光を浴びております。具体的には、滝行などの修行体験や一日市長、ダイビング、パラグライダー、各種収穫体験など多岐にわたっており、ふるさと納税ポータルサイト最大手のふるさとチョイスで検索いたしますと、1,629件の体験型商品が確認されております。

当市では、既に豪華食品と宿泊がセットになったホテル宿泊券をラインナップしておりますことから、何らかの体験をプラスすることで体験型メニューを提供することは可能であると考えております。ぜひジオパーク認定を機に、魅力ある観光資源と豊かな自然を生かした体験型返礼品を開発し、提供していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 13番。

○13番（鎌田ちよ子） ありがとうございます。企業版ふるさと納税について再質問させていただきます。

ます。

企業版ふるさと納税には、法人関係税収の大都市と地方間の隔たりを是正し、自治体の観光や地場産業振興などの取り組みを後押しする狙いがあります。この制度は、始まったばかりです。税額控除だけでなく、企業のイメージアップにもつながることから、今後ますます広がるのではないかと思うところでございます。

実は、家具大手のニトリホールディングスが、この制度を利用して北海道の財政再生支援団体夕張市に総額で5億円寄附する方針ということを示しました。歯どめのきかない人口減少と自主財源確保の難しさは当市も同じく、総合戦略を今進められておりますが、企業版ふるさと納税制度については本当に心強いものになっていくのではないかと考えているところでございます。再度市長の思いをお尋ねいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） このたび企業版ふるさと納税の対象となりました「次代を担うプラチナ人財育成プロジェクト」は、地域に必要な人材は地域で育てて、そしてむつ市の未来へつなげていくしかない、というような思いの中で実施することといたしましたものであります。そして、このむつ市の現在の課題を解決するのも、むつ市出身者や関係者の輪だと私は思っております。この仕組みの中で育てられる人材は、むつ市の未来のために、それを支援するのはむつ市出身者、そして関係者、いずれにいたしましてもむつ市のネットワークを活用して行う事業が地域の自立を促進する取り組みとして国に認定していただいたものだと考えております。

この事業を通じて今のむつ市の現状を変えたいという志を立てた子供たちの思いが達成され、国内外で活躍するむつ市出身者、関係者、これは企業という意味でありますけれども、その思いが束

ねられて、「プラチナ人財育成」という観点でむつ市が一つになって大きく前に進むことに期待をしています。

また、今回の取り組みは、これは企業からの寄附で行うということでもありますから、財政が厳しいという意味で、お金がないから何もできないわけではないということを実証するいいきっかけになるのではないかと考えています。

我々職員一丸となって、アイデアを出して、この制度の活用を国から今かち取ったわけであります。次は汗をかいて、私自身もトップセールスで寄附を集めるということで、実践でお金がないならアイデアを出して、アイデアがもう出ないのだったら、これは汗をかくのだということを実践するいい機会になるのではないかと考えています。そして、ことしは地方創生ということで、県内の4金融機関と包括連携協定を結ばせていただきました。首都圏や全国ともネットワークのあるこの金融機関とも連携しながら一緒に汗をかいて、人づくり、人材育成に取り組んでまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 13番。

○13番（鎌田ちよ子） ありがとうございます。市長の思いを私たちの思いとして、子供たちのために育てていきたい企業版ふるさと納税、皆様にその思いを伝えられるようにむつ市一丸となって取り組みたいと私も念願しているところでございますので、よろしく申し上げます。

項目の3について再質問させていただきます。後発医薬品、ジェネリック医薬品の推進についてでございます。ジェネリック医薬品は、巨額の研究費を投じて最初に開発された新薬の特許が切れた後、厚生労働大臣の承認を得て、ほかの製薬会社が同じ成分で製造販売する薬のことであり、研究費がかからない分、新薬に比べ2割から7割の価格に抑えられるメリットがあります。普及が進

むと医療費の削減になり、抑制になります。

4月の診療報酬の見直しで、かかりつけの医師や薬局を本格的に普及させるための方針を政府は打ち出しております。また、厚生労働省はジェネリック医薬品の普及目標を引き上げ、2020年度までに80%にすると表明しております。当市の現状について、またこの目標にする今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（光野義厚） ご質問にお答えいたします。

ジェネリック医薬品の推進に関して、当市の現状と普及目標に対する今後の取り組みについてであります。現在市の国民健康保険の取り組みとしては、毎年の保険証更新時において市独自のジェネリック医薬品希望カードを配布し、普及に努めております。当市のジェネリック医薬品の普及率は、むつ下北医師会、むつ下北薬剤師会のご協力もあり、平成28年9月診療分では64.4%と、厚生労働省が掲げる2016年度末までに60%という目標はクリアしている状況であります。このことは、昨今の高額な治療薬の保険適用などにより薬剤費が高騰している中で、保険給付としての調剤費が抑制されている状況から、一定の効果があらわれているものと考えております。

なお、昨年末に新たな目標として2020年度末までに80%という目標もあることから、被保険者個々への周知のほか、各医療機関、薬局向けに新たな掲示ポスターを準備しており、1月中には配布する予定となっております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 13番。

○13番（鎌田ちよ子） 64.4%、2016年度クリアということで、すばらしい結果だと思います。皆さんの協力があって、このクリアができたことと思います。

お薬手帳に関しましては、本市では健康マイレージ、健康づくり、健康元年、まず健康ということで進めていますが、今病気をお持ちの方であっても、これ以上悪化しない、これ以上医療費が家計に負担がかからない、この取り組み、これにはお薬手帳一冊化、自分の体は自分で守るという、また家族の健康も守るという、これが健康維持につながり、また医療費の抑制、削減、いろいろと全体としては市の国保会計につながっていくことです。今全国では、電子化の取り組みも進んでいるところでございます。

こういう健康づくり、いろいろな面から皆様方に取り組んでいただいて、むつ市を医療費のかからない、少しでも家計に優しい、そのような健康づくりもまた進めていただきたいと思います。今回お薬のところを触れさせていただきました。これからもよろしくお願ひします。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（浅利竹二郎） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤祥子議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。むつ市議会第230回定例会において一般質問を行

います。

質問事項1の医療費について。国民健康保険一部負担金の減免制度の周知と充実について質問いたします。ことしの9月29日に開かれた一部事務組合下北医療センター議会第127回定例会において、地元紙に報道された青森県保険医協会の調査結果に基づいた質問をしました。それは、青森県医科、歯科医療機関に対して、「昨年12月未までの半年間で経済的理由によると思われる患者の治療中断があったか」と問うたところ、約4割の医療機関が「あった」と答えたとしています。そこで、「むつ総合病院では経済的理由と思われる治療中断はあるのか」と質問しました。それに対する答弁は、「治療中断の理由としてはさまざまな要因があると思うが、経済的事情が直接原因となっているケースについては承知できていません」としながら、「平成27年度の経済的問題に対する相談件数は延べ66件」と答えています。また、「患者の滞納は平成27年度末現在、入院が1,263件、外来が3,704件、合計では4,967件、滞納額は8,095万159円」と答えています。さまざまな納付相談などで、ここ数年は減少傾向にあるとしていますが、近年の格差と貧困の広がり、その中で社会保障制度の改悪が続き、病院に行くことを我慢したり、医療費の負担増に苦しむ住民の状況がこのように反映されています。

近年、少ない年金で生活を切り詰めて切り詰めて暮らしていた高齢者の方が病気になる、生活保護制度を思い切って利用する決心をしたというケースを幾度となく見てきました。日本は、捕捉率、これは生活保護基準以下の人々のうち保護されている率のことですが、この捕捉率は約15%と世界の中で極端に低くなっています。ドイツ64%、フランスは90%、スウェーデンは82%となっています。

昨日も、生活保護の受給者が過去最多を更新、

高齢者がふえ続けているとテレビで報道されました。生活保護基準以下の人たちがたくさんいるのに、利用していない状況が生活保護受給者へのバッシングを広げ、ますます制度への敷居を高くしています。それでも病院にかかるために一大決心して生活保護を申請しています。生活保護の利用は、広げたいと思うとともに、国保一部負担金減免制度を充実したものにし、周知を広めたいとの観点から取り上げ、質問いたしました。この一部負担金減免制度は、国民健康保険法第44条に基づき、医療費の一部負担金を支払うことが困難な国保加入者の一部負担金、窓口医療費ですが、それを自治体が減免、免除等ができるという制度で、むつ市はむつ市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要領という名前で平成16年に施行しました。

そこで、1点目の質問は、今までのこの制度の利用状況は何人ありましたか。

2つ目として、基準額として生活保護制度をもとにしてはいますが、生活保護の受給者の引き下げにより基準額が変わったのでしょうか。

3点目として、国民年金、老齢基礎年金ですが、むつ市の平均受給額は幾らでしょうか。

4点目として、各医療機関を含め周知をすべきと考えますが、答弁を求めます。

次に、第2として特別支援教育の体制についてです。先月地元紙の報道で、「特別支援を真ん中に～垣根のない教育目指して～」むつ・苫生小からの報告という記事が掲載されました。さまざまな障害のある児童を含め、一人一人の持つ力を高めようという集団での取り組みが書かれてありました。

近年「発達障害」という言葉をよく聞き、もっと知らなければという思いを強くしています。「発達障害」という言葉が使用されるようになったのは、医学の発達、特に脳科学の研究が進んできた

ことにより、脳の働き方が他の人と少し異なっている部分があるということ、それは生まれつきのものであって、育て方や親の接し方が原因となって生じるものでないこと、そしてその特性は病気、障害というより個性や性格に近いもの、薬や手術などで治すことはできないが、療育を行うことで日常の困り感が減り、社会生活になじめるようになるなどということでした。

文部科学省は、2002年から調査を始めていたようですが、2012年の全国小・中学校を対象にした実態調査で、通常学校に通っている児童・生徒の約6.5%に、知的なおくれはないものの、学習面や行動面で著しい困難を持つ子がいるという報告に支援の必要性を認識するに至ったとしています。そして2004年、発達障害者支援法成立、本年度改正、特別支援教育の体制も整ってきつつあると聞いています。

ことし10月27日、28日と青森市で全国大会が開かれており、タイトルは「夢や志を持ち、地域とかかわり自分らしく豊かに生きる子どもたち」、サブタイトルは「共生社会の形成を目指した一人一人のニーズに応じた教育の充実を図るために」としています。そこで伺います。

1つ目として、むつ市小・中学校における特別支援教育を進める体制はどのようになっているのでしょうか。

2つ目に、発達障害の行動の特性は乳幼児期にあらわれ、早い時期での適切な対応が効果的と言われていますが、保育所などへの訪問支援体制はどのようになっているのでしょうか。答弁を求めます。

最後、除排雪について質問いたします。ことしの冬は、例年並みという予報が出ていますが、近年の温暖化傾向は、夏の暑さのみならず予想を超える冬の嵐を引き起こしたりしています。厳しい寒さの夜中、毎年仕事をする除雪車の音に市民の

皆さんは、ご苦労さんという思いで耳を傾けて聞いていると思います。しかし、この雪国に暮らし、毎日と言ってもいい雪片づけの重労働にたくさんの方の要望や苦情を聞きます。

そこで、まず第1点として、ことしもむつ市道路除排雪計画を立てていると思いますが、ことしの体制をお知らせください。また、昨年の苦情、要望はどのようなことが多かったのでしょうか。それを踏まえ、どのような改善策、対応を考えているのかお知らせください。

2点目として、高齢者世帯などの屋根の雪おろし費用助成についてです。屋根に雪が積もる2月ごろから業者などに頼み、屋根の雪おろし作業をしている情景を見かけます。この制度は、青森市で平成25年度から始まった制度ですが、高齢者のみの世帯、障害のある方のみの世帯、母子家庭、子供が18歳未満の母子世帯のことですが、その他市長が特に必要と認める世帯を対象にして、1、市内に住所を有し一戸建て住宅に居住、2、同一の建物に居住する全員が市民税非課税であること、3に、生活保護世帯でないことなど、この要件に該当する世帯を対象に屋根の雪おろし費用の2分の1を助成するという制度です。上限は2万5,000円、豪雪対策本部を設置した場合は、非課税世帯は助成上限額は5万円に引き上げ、課税世帯も費用の4分の1、上限は2万5,000円ですが、それを助成するとしています。高齢化が進み、屋根に上がれない方がふえている中で、必要な制度になってきていると考えます。何人かに話してみると、「こんな制度があったら助かる」という声が返ってきています。昨年の青森市の利用者は210件と聞きました。むつ市も考えてみるべきではないかと考えます。

以上が壇上からの私の質問です。前向きな答弁をよろしく願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、医療費についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、特別支援教育についてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、除排雪についてのご質問の1点目、除排雪体制についてお答えいたします。市では冬期間の積雪寒冷による道路機能の低下を防止し、円滑な道路交通と市民生活を確保するため、毎年道路除排雪計画を定め、今年度も11月15日から除排雪体制に入ったところであります。ことしもいよいよ降雪の時期を迎え、除雪対象の部局は緊張感を持って対応しているところであります。

昨年度における苦情、要望等につきましては、「自分のところだけ寄せ雪が多い」、「道路に雪を厚く残している」などの苦情が多く寄せられておりますが、その要因としては、除雪機械を操縦するオペレーターの技量によるものが大きいことから、その改善策としてオペレーターを中心とした除雪作業に関する勉強会を開催し、作業事故の防止及び除雪技術の向上を図っているところであります。

今後におきましても、適切な除排雪作業を実施し、道路交通及び市民生活の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、その他出勤基準等及びご質問の2点目の高齢者世帯等の屋根の雪おろし費用の助成につきましては、担当部長からの答弁といたします。

○議長(浅利竹二郎) 教育長。

(遠島 進教育長登壇)

○教育長(遠島 進) 工藤議員の特別支援教育についてのご質問の1点目、むつ市の小・中学校における特別支援教育の体制についてお答えしま

す。

特別支援教育は、共生社会形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を有しているものであると認識しております。このような特別支援教育の意義を踏まえ、むつ市の現状と体制整備についてご説明いたします。

まず、特別支援学級についてであります。小学校では13校中、対象児童が在籍する12校に26学級開設されており、内訳は知的障害特別支援学級が13学級、自閉症、情緒障害特別支援学級が10学級、肢体不自由特別支援学級が2学級、病弱特別支援学級が1学級となっております。

また、中学校では9校中、対象生徒が在籍する8校に19学級が開設されており、内訳は知的障害特別支援学級が7学級、自閉症、情緒障害特別支援学級が6学級、難聴特別支援学級が3学級、弱視特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、病弱特別支援学級がそれぞれ1学級となっております。このように大部分の学校に複数の障害種別の特別支援学級を開設し、個別の支援を必要とする子供たちがそれぞれの地域の学校で学習することができるように支援しております。

特別支援学級以外では、第二田名部小学校に通級指導教室を設置し、専門の指導を行う教員を配置することにより、専門的な指導を希望する他校の児童も含めて言語面でのおくれ等への指導を行っているところであります。

また、通常学級で支援を要する児童・生徒への支援体制の充実を図るため、スクールサポーターを配置し、授業等における学習指導の支援、校内における生活の支援、校外行事等における安全確保の支援等を行っております。さらに、各校においては通常学級に在籍する個別の配慮が必要な児童・生徒のニーズに最大限応えるよう、校内支援体制の連絡調整役となる特別支援教育コーディネ

ーターを中心に少人数指導やチームティーチングを行っております。このように市内全ての小・中学校において、児童・生徒の実態を的確に捉え、一人一人の特性に応じた支援が行われるよう支援体制の一層の充実に向けた取り組みが進められております。

また、こうした個別の支援を必要とする子供について、適切な学習の場を考えるとともに、具体的な支援の方向性について検討し、有効なサポートにつなげる機関として、むつ市特別支援教育推進委員会を設置しており、学校、医療、行政等さまざまな分野で専門的知識を有する方々を委員として委嘱し、それぞれの立場から、その子に必要な環境整備等についてご意見を伺うとともに、将来の自立に向けた個別の教育支援計画の作成にも携わっていただいております。

教育委員会といたしましては、今後も全ての児童・生徒がその能力を最大限に伸ばし、社会参加に必要な力を培うため、一人一人の特質に応じた適切な教育が受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、保育所等訪問支援体制についてお答えします。教育委員会では、小学校入学と就学指導に向けた情報交換等を行うため、幼稚園、保育園訪問を行っており、市内全ての幼稚園、保育園等にご案内を差し上げ、日程調整を行ったうえで就学指導担当者が園を訪問しております。訪問に当たっては、円滑な幼保小接続のため、次年度に小学校入学を控えた年長児を中心に園での活動を参観し、子供たちの様子の把握に努めております。

また、未就学児のサポートとして、就学相談を希望される保護者の方とお子さんへの支援を行っており、お子さんにとってどのような教育環境が最も適しているのかについて、保護者の方と面談を重ね、必要に応じて学校見学等も行いながら就

学相談を進めているところでございます。

本年11月に策定されたむつ市教育大綱においても、幼保小連携と特別支援教育の充実が重点目標として位置づけられており、幼保小連携については幼児教育と義務教育の相互理解を深め、充実した幼児教育につなげるための協議機関を組織することとしております。

また、特別支援教育の充実については、自立や社会参加に向けて生きる力を伸ばし、夢を育むという観点から、主体的に自らの進路を選択できるような教育相談体制等の一層の充実にも努めてまいります。

教育委員会といたしましても、全ての子供たちが入学時から必要な配慮を受けられるよう、今後も保護者や未就学児への支援に当たってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（光野義厚） 医療費についての国民健康保険一部負担金の減免制度の周知と充実についてのご質問にお答えします。4点ほどのご質問だったと思います。順番が前後いたしますが、ご了承いただきたいと思っております。

まず、一部負担金の減免、徴収猶予の利用実績についてであります。同制度は災害や火災、農作物の不作、失業等により一時的に収入が著しく減少した場合において利用できる制度であり、平成24年度においては1件の利用がありました。

また、制度を利用しやすくするために、さらに周知を図るべきではないかについてであります。これまで国民健康保険被保険者証の更新時において、新しい保険証を送付する際、同制度を掲載したパンフレットを同封し、また窓口での配布も行っております。さらには、広報むつ及び市ホームページの周知を図ってまいりましたが、今後におきましても従前の周知に加え、新たな周知方

法につきまして調査研究してまいりたいと考えております。

次に、生活保護の認定基準が引き下げられた影響についてであります。一部負担金の減免制度に用いる基準につきましては、生活保護の認定基準を準用していることから、一部負担金の免除、減額の判断基準も同様に引き下げることとなります。

次に、むつ市における国民年金の平均受給額についてであります。平成27年度におきましては62万7,604円となっております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 除排雪体制における除雪出動基準につきましては、基本となる目安を降雪量が10センチメートル以上としておりますが、5センチメートル程度であっても積雪状況及び気象通報等により、降雪が続くと予想される場合や地吹雪等で交通に支障を及ぼすと判断される場合には出動することとしております。

出動指令から業務完了までの流れであります。気象予報システム等の情報をもとに、市の担当者の現場パトロールにより積雪状況を確認したうえで、午前零時を基準に状況判断し、委託業者の各班長に連絡、通勤通学等を考慮し、午前7時をめぐりに除雪作業を完了することとしております。

除排雪業務の委託業者数につきましては、市全体で昨年度と変わらず47社と契約を締結しております。除排雪機械台数は、委託業者並びに市の保有する除雪車両を合わせて286台となっており、昨年度と比較しますと3台の増となっております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 除排雪についてのご

質問の2点目、高齢者世帯等の屋根の雪おろし費用の助成についてお答えいたします。

市では、冬期間の高齢者等世帯への生活支援サービスとして、高齢者のみまたは障害者のみの世帯で除雪が困難と思われる世帯を対象に除雪による高齢者等の体力的、経済的な負担軽減のほか、家に閉じこもりがちになる高齢者に対する外出機会、生活動線の確保、除雪作業員による見守りの効果を期待した高齢者等除雪サービス事業を実施しております。このサービスは、主に玄関先から道路まで、灯油タンク、ガスボンベ回りなど、公共的な生活を営むうえで不可欠と認められる範囲を除雪するもので、その費用の一部を助成するものであります。

一方、屋根の雪おろしに関しましては、個人の財産の維持管理という側面もありますことから、その費用助成は行っていないところであります。

市といたしまして、今後につきましても現在の高齢者等除雪サービスを継続し、冬期間における高齢者世帯等の生活の支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 順番に再質問させていただきます。

国保一部負担金減免制度についてですが、利用者は1件のみという答弁が返ってきました。なぜ広がりがないのかということをごどのようにお考えでしょうか。まず最初に、それをお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（光野義厚） ご質問にお答えいたします。

なぜ1件しかないのか、広がりがいいのかということでございますけれども、この制度につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、経済的な事情、病気や負傷などが一時的なものである

ということが条件となっておりますので、そういう点からすれば、件数は少ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 厚生労働省のほうでもなかなか利用が進まないということでアンケート調査をしたという、その結果を読んだことがあるのですが、やはり一時的に収入が著しく減ったという、この理由がこの制度が広がらない理由だという答えをしている自治体が多くあったということも私知りました。そこで、いろいろと各地域の利用状況なんかを調べてみますと、確かにこの制度は広がっておりません。青森市でも1桁という状況がずっと続いているということを青森の市議会議員の方に聞いて、そして私も確かに現状を認識しています。

その中であって、多くの利用がされているという自治体のデータを見つけました。それは、大阪府八尾市の制度でした。この中で、対象として入院だけですが、低所得者減免の扱いを継続ということで、要綱の条文に1つ入っているのです。平成25年、入院533件、平成26年、657件、平成27年、592件、このような利用がされていました。そして、市役所に電話をかけて聞いてみました。そうしたら、やはり国の指導が入りまして、この592件、平成27年度の利用のうち、国の助成が対象になっているのがたった38件だということがわかりました。この制度を使いにくくしているのがやはり国の指導です。指導というよりも、国民健康保険法第44条に基づいて行われている制度なのですけれども、これが本当に使いやすい制度になっていないということがわかりました。

私がなぜこのことを取り上げたかといいますと、先ほども言いましたように、高齢者の方が低い年金で暮らしています。先ほど聞いたら、年間

62万円、国民年金ですね、基礎年金の平均額がむつ市では62万円、1カ月5万円ほどです。それでもとも暮らせなくて我慢して、我慢して暮らして、そして病院にかからなければならないという時点で生活保護の申請の相談をする、このようなケースをたくさん見てきました。生活保護を受けるといことは、本当は受ける条件がある中で、受けていない方がたくさんいます。でも、生活保護を受けの前に支援することができないものかということで、私はこの制度に注目していろいろ調べたのですが、なかなか受けられるような、そういう制度ではない、本当に敷居が高い、このような制度になっております。これは、国の方針として、本当に国民の方が大変な状況で暮らしている中で、もう少し受けやすいように改善していかなければいけないと思っています。

そして、市長に伺いたいと思うのですけれども、このような実情をどのようにお考えでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） この市議会は、国政について論じる場ではないと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 確かに国政について論じる場ではありませんが、全国市長会等、さまざまな場で住民の声を発言することはできると思います。住民の声を受けて、政治をつかさどる市長として、もっともっと積極的な姿勢が欲しい、私はそのように考えます。

それから、生活保護の基準についてですけれども、1つ国の通達があるのです。確かに2013年から2014年、2015年と政府の生活扶助基準の引き下げが行われました。3年間で10%ぐらい引き下げになりました。しかし、政府の通達、0731第1号では、一部負担金の減免措置に対する財政支援の見直しについて、このように言っています。段階的引き下げが終了する2015年には減免対象を引き

下げられた保護基準、新しい基準の1.1倍にするように減免基準を機械的に切り下げないでと、このような通達が出ています。この通達を見ると、生活保護が下がったから、この一部減免制度の基準を下げるということはあってはいけないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 繰り返しになりますけれども、国の政策について論ずる場ではないというふうに思っております。

先ほど市長会というお話ありましたけれども、私どもとしては国が、あるいは地域の事情に応じて、我々にとって合理的でないというふうなことがある場合には、そういったことを地域の声として各市町村が取りまとめて要望することはあるというふうに考えておりますけれども、今回の件に関してはそういったことではないと、このように理解しております。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） ということは、市長はこのことについて合理的ではないと考えていないということですね。市長の考えはわかりました。

生活保護費の平均ですけれども、むつ市でもひとり暮らしの持ち家がある高齢者の方は、1カ月6万6,000円の12カ月、そして一時的な扶助もありまして、1カ月7万7,700円ぐらいなのです。そうしますと、国民年金だけで暮らしているひとり暮らしの方は、ほとんどそれ以下の生活をしているということになります。確かに2階建ての年金ですから、国民年金の上に厚生年金をもらっている方もいると思います。子供から仕送りしてもらっている方もいると思います。しかし、今は子供たちの生活も本当に厳しくなっています。そして、今の70歳前後の高齢者の方は、ほとんど国民年金だけだと思います。夫婦2人で何とか暮らしていたけれども、片方の方が亡くなれば、本当

にもう5万円、それ以下の方も生活保護を受けないで暮らしています。そして、病気になったときに、どうしてもこれだけでは生活できない、病院に行くお金が捻出できないということで相談を受けているというケースをたくさん見てきました。それに対して、この一部減免制度が生活保護を受ける前の一步手前で支援する、このような制度になっていないということは、本当に残念な制度だと思います。

「下流老人」だとか、また「高齢者医療難民」、このような言葉が今マスコミの中で飛んでいます。私は、この八尾市の中でも、国の助成が出なくても、このようなひとり暮らしの高齢者の方を支援する独自の要綱をつくっていくべきではないかと思っています。

厚生労働省の通知の中、平成22年9月に出されたものですが、市町村が国基準より減免の上積みを図ることは望ましいと共産党の田村智子国会議員に対して答弁しています。これを積極的に活用して、独自の減免制度の要綱をつくる、そのような気持ちはありますでしょうか。もう一度市長にお伺いしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今社会全体のセーフティネットとして生活保護ということがあるわけがあります。そして、これは生存権に基づく憲法上の権利であるということでもあります。困窮されて困っている方、そういう方々に寄り添うのもむつ市政であるというふうに思っておりますので、個別の対応につきましては、市職員がしっかり寄り添って対応するというふうに考えております。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 市長から、寄り添って対応するという言葉をいただきましたので、これからさまざまな場面でこのような本当に大変な生活をしている方に寄り添って市政を行っていただきたい

い、まずこのことを申し上げたいと思います。

そして、周知についてですが、なかなか急激に収入が減った場合ということは、災害だとか失業だとか、そのような条件の中で、確かに件数は少ないと思います。でも共産党の赤旗の日曜版の新聞ですけれども、このように減免制度を使って医療費の助成を受けて治療を続けることができたという例が出ております。もっともっと周知をすることが本当に必要だと思います。

確かに「みんなの国保」という、このパンフレットに書いています。しかし、中身はちょっと余り丁寧な説明でないのと、余りにも小さくてわかりません。もっともっとポスター並みの大きな紙で、そしてもう少し懇切丁寧に書いて皆さんに周知するという方法を考えていただきたいと思います。各医療機関にもそのように周知するというとも考えていけたらと要望いたします。

来年度の予算で、今さまざまな話し合いがなされていますけれども、医療分野で100億円の圧縮とか、今報じられています。今利用している制度がますます悪くなる、予算の減額をされていく、そのような予想の中で、もっともっと地方自治法にのっかって、市民の安心、福祉を守っていく、寄り添っていく、そのような施策が本当に必要ではないかと思っております。

続けてよろしいでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 今のは何ですか、これからまた改めて、これで終わりですか。

○4番（工藤祥子） この問題については、終わりです。

（「続けてそこでやればいい」の
声あり）

○4番（工藤祥子） はい。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） それでは、特別支援教育について再質問いたします。

今教育長から取り組みの全容が語られました。私も本当にまだまだ知らないことがたくさんありまして、これからさまざまな生の声を聞きながら見守っていきたいと思いますが、今どのようなことがこの特別支援教育について課題としてあるのでしょうか。どのように乗り越えなければいけないと考えているのか、その答弁をお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今の課題と、それから乗り越えていくということの方針でありますけれども、先ほど工藤議員の質問の中に苦生小学校のお話がありました。市内最大規模の小学校でありますあの苦生小学校では、特別支援を真ん中に据えた教育を実践していただいております。私これ視察させていただいたのですけれども、支援が必要な児童の一人一人の特性を、まずはやはり科学的に的確に把握して、学校一丸となって取り組んでおります。教員のシフトでありますとか、あるいは教室の割り振り、こういったものを含めて、文字どおり本当に児童一人一人に向き合う体制を構築しているというふうに思いました。

私がこの視察を通じて学ばせていただいたことは、特別支援をしっかりと行っていくということは、必ずしもその支援が必要な子供たちだけのためではなくて、学校全体にもいい影響が非常にあるのではないかということでもあります。現に学力という部分では、順位は公表されておりませんが、何位ということは申し上げられませんが、しっかりと苦生小学校は結果を出しているというふうに認識しております。

また、学校というものは、子供たちが最初に向き合う社会だというふうにも私思っています。特別支援を真ん中に据えた教育の意識が、本当に心優しい子供を育てて地域全体が優しさに包まれる、そんなふうな社会になってほしい、そして大

人に成長してくれることを私はこの視察を通じて確信をした次第であります。市内の小学校には、ぜひともこうした取り組みを参考にしながら取り組んでいただきたいというふうに思いますし、そもそもことし11月に発表させていただいた市の教育大綱の中では、特別支援教育の充実ということで、全ての学校や学級において子供たち一人一人の状況や発達の段階に応じて必要な配慮を重ね、その力を伸ばしていくためには特別支援教育コーディネーターを中心に学校教育全体の教育体制づくりを進めるということを教育委員会と私との中で合意し、政策を大綱に盛り込ませていただいております。

いずれにいたしましても、こうしたモデル的な取り組みを実践している学校が市内にごございますので、ぜひ議員の皆様もご視察をいただいて、この問題についての理解を深めていただきたいと、このように考えております。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 私も今勉強し始めたばかりで、12月4日に「誰もが暮らしやすい社会をめざして」という、この講演を聞きに行ってきました。青森市で開かれた特別支援教育研究の全国大会に講師としていらした毎日新聞社の野沢和弘さんのお話でしたけれども、もう下北文化会館の大会議室は補助席、臨時の椅子も出して、たくさん入っていました。この方は、知的障害者の子供も育てている方で、「誰もが暮らしやすい社会をめざして」というテーマで話をしておりましたが、「条例のある街」という本も買って、斜め読みですが、読んでみました。日本で初めて千葉県で「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」というものを2009年につくった、その運動の経過が書かれている本でした。

平成26年に国連の障害者権利条約を日本がようやく批准し、障害者の問題も大きく動いています。

法律が整備されたり改正が続いています。青森県は、このような条例はまだありませんが、青森市では今つくるといふ動きがあります。皆さんと一緒に、ともに見守って、むつ市でも皆さんと手を結んで条例をつくっていききたい、このような気持ちを私は持って講演会から帰ってきましたけれども、むつ市長のご決意もお聞かせください。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

条例の内容について、私つぶさに把握はしておりませんが、ただこうした教育が広がってきて、そして機運が醸成されれば、自然と条例制定という流れになるのではないかとこのように考えております。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 私も地元紙の「特別支援を真ん中に～垣根のない教育目指して～」という、そのような記事にすごく感動いたしました。それは、本当に共生して生きていく全ての市民、国民、その方とともにすばらしい地域をつくっていく大きな力になると思っています。

そして、最後ですけれども、除排雪についてですが、除排雪に携わっている方は本当に苦勞していると思いますけれども、市民の方も、この雪国の中で本当に重労働で苦勞しています。そして、必ず毎年のように不平とか不満とか要望とかが出てきています。本当にできる限り皆さんの要望を受けながら、そして丁寧な除排雪、よろしく願います。

ということで、私の質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、午後2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎横垣成年議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 日本共産党の横垣です。むつ市議会第230回定例会に当たり一般質問を行います。市長を初め理事者におかれましては、前向きのご答弁よろしくお願いいたします。

さて、アメリカの次期大統領にトランプ氏が勝利いたしました。トランプ氏勝利の背景として、内田樹神戸女学院大学名誉教授は、「アメリカ社会はグローバル資本主義のもとで格差と貧困が広がり、深刻な行き詰まりと矛盾に直面していることが一番大きい。中西部の製造業で働く人たちが雪崩を打ってトランプに投票した。中産階級の没落と格差の拡大が、今回の投票行動に関与した最大の要因だったと思います。一握りの巨大多国籍企業や最富裕層に富が集中し、階層分化が極限化していくグローバル資本主義がついに限界に達した。もちろんグローバル資本主義の欠陥を補正できる手だてをトランプ氏が持っているわけじゃない」と指摘しておりました。

日本は、アメリカに負けまいとグローバル資本主義を目指しております。グローバル資本主義とは、国境を取り払って資本の移動を自由にするということであります。日本は、自由貿易を目指し、TPPを推進しております。日本は、貯蓄から投資へという政策のもと、貯蓄の利息を0.001%などと限りなくゼロにし、大株主だけが有利な株投資へ誘導しております。日本は、いわゆる自由社会だからとして、株式の国内市場を初めあらゆるものを海外に開放しようとしております。

この1990年代から強まったグローバル資本主義によって、アメリカ、日本などのいわゆる自由主義社会はどうなったでしょう。一握りの巨大多国籍企業や株をいっぱい保持する大金持ちに富が集中いたしました。いわゆる自由社会とは、一握りの巨大多国籍企業や株をいっぱい保持する大金持ちの保護政策であった。自由という名のもとに格差と貧困を正当化し、自由という名のもとの大企業、大金持ち保護政策社会だったということがあります。

確かに発展途上国では、自由競争という単純な動機で社会が大きく発展いたします。しかし、先進国では自由競争という単純な動機だけで社会は前に進みません。国民の個性が発達し、複雑で、より高度なルールづくりが求められるからであります。いわゆる自由社会の名のもとに暴走する安倍政治に対峙する人々の努力とその積み重ねが憲法が保障する個人の自由が花開く社会、民族の自由、生きる自由、市民的、社会的自由が花開く社会へと前に推し進める大きな原動力となることを指摘し、一般質問に入ります。

質問の1点目、マイナンバーの諸問題についてであります。個人のプライバシー権を侵害するマイナンバーは廃止するべきという立場で質問をさせていただきます。

まず、前年度、平成27年度までのマイナンバー整備費用はどのくらいでしたでしょうか。そのうちむつ市の独自負担はどのくらいだったでしょうか。12月1日でマイナンバーカード申請件数は5,391件とお聞きしておりますが、マイナンバーカードで市民はどのようなメリットがあるのでしょうか。過去に住基カードというものがありましたが、住基カード整備に要した費用、平成22年から平成27年度の整備費用と発行枚数をお聞きいたします。

質問の2点目、ジオパーク認定による経済効果

についてであります。ジオパーク認定に要したむつ市の費用総額は幾らだったのでしょうか。今後どのような出費があるのでしょうか。また、ジオパーク認定による観光人数や金額などの経済効果をむつ市はどのように考えているのでしょうか、お聞きをいたします。

質問の3点目、財政についてであります。まず、本庁舎についてです。私は、商業施設を再利用して庁舎に使用するという点については問題があり過ぎるとして反対をいたしました。何の計画もなしに突然移転が発表され、「移転、先にありき」ということで進められた本庁舎でございました。整合性のあるまちづくりという点でも大変残念な本庁舎移転だったという市民の声が多くございます。

本庁舎整備に要した今までの費用総額は幾らだったのでしょうか。今後出費の予定総額は幾らでしょうか。本庁舎の維持管理費、いわゆるランニングコストは幾らでしょうか。前本庁舎とのランニングコストの違いの大きなものは何でしょうか。商業施設の再利用でなく新築のほうが経費を低くできたのではないのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、新体育館についてであります。事業規模は40億円ということですが、市の職員の給与を削っている現状の財政では、急ぐ必要のない箱物であります。建設工事費30億2,500万円、用地費、その他経費4億4,000万円の内訳をお聞きいたします。お金がないないと言って市の職員の給与を削り、その一方、40億円という新体育館をつくらうとするむつ市政であります。市の職員の給与を削る必要のない程度の質素で身の丈に合った建物とすべきと考えますが、市の考えをお聞きいたします。

次に、その他財政の諸問題についてです。平成27年2月提案の新市まちづくりの財政計画と同

8月提案の財政中期見通しの違いの理由をお聞きいたします。同じ年につくられていながら、新市まちづくりの財政計画と財政中期見通しの違いが余りにも大き過ぎます。財政中期見通しは、_____をしていないのでしょうか。もしそうなのであれば、財政中期見通しは出すべきではありません。市民が混乱するだけであります。違いの理由をお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 横垣議員のご質問にお答えする前に、先ほどのご発言の中に「_____」といった言葉がありました。私どもとしては、正直であることが行政運営の基本にあり、市民の皆様との信頼、議員の皆様との信頼を築いていると考えております。この点、「_____」という言葉は到底看過できるものではありません。財政中期見通しについては、データも含め、全てオープンにしております。_____があるということであれば、具体的な事実を示していただきたいと思っております。

議長、私は、これは質問の根拠について確認が必要なことだと判断をさせていただきました。議会基本条例第7条第2項の規定に基づく反問権の行使を許可願います。

○議長（浅利竹二郎） 市長、どうぞ。

○市長（宮下宗一郎） _____となる根拠について、具体的な箇所を指摘しつつ明らかにしていただきたいと存じます。

その他の答弁につきましては、この点の納得のいく回答をいただいてからとさせていただきます。あわせて降壇の許可も願います。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

（「暫時休憩をお願いします」の
声あり）

○議長（浅利竹二郎） 暫時休憩します。

午後 2時10分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開
きます。

横垣成年議員の発言を許可します。

○5番（横垣成年） 市長のほうから、「_____
_____をしたのではないかと私が言ったのであり
ますが、これ断定して言っているわけではなくて、
「_____をしているのではないのでしょうか、もしそ
うなのであれば、こういう財政中期見通しは出す
べきではありません」という……

（「その根拠を聞いている」の
声あり）

○5番（横垣成年） ですから、これは私はそうい
う……

（「どうしてそう思ったかの根拠
を聞いています」の声あり）

○5番（横垣成年） そういう根拠というか、断定
しているわけではないということについては、ま
ずそれはご承知おき願いたいと思いますし、あと
前段で言ったように、同じ年に出している新市ま
ちづくり計画、2月に出しています。その財政計
画と、この同じ年の8月に出している財政中期見
通しのこの計画は全く違うのですよ、何度も指摘
しているように。

（「だから、その話は答えます」
の声あり）

○5番（横垣成年） ですから、余りにも違いが大
き過ぎるから、_____をしてい
るのではないのかなという……

○議長（浅利竹二郎） 横垣議員……

○5番（横垣成年） これは断定しているわけでは

ないのですが、そういうことです。

○議長（浅利竹二郎） 市長に質問しているのです
か。

○5番（横垣成年） いや、こういうことで私は発
言したと。根拠は、やっぱり余りにも違いが大き
過ぎると、だからやっぱり_____が背景に
あるのではないですかということで、断定はして
いないのですけれども、そういう思いをしたとい
うことです。余りにも違いが大き過ぎるというこ
とです。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 暫時休憩します。

午後 2時13分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開
きます。

（「7番、議事進行」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 7番川下八十美議員。

○7番（川下八十美） 貴重な時間に私の議事進行
を取り上げていただきまして、ありがとうございます。

今横垣議員の質問に対して、我々むつ市議会始
まって最初だと思うのですが、市長の反問権の行
使が出ました。そこで、これはやっぱり今休憩中、
あるいはそれ以前に議長と横垣議員との個々の話
し合いはありましたけれども、議長、初めての反
問権の行使でありますから、これは正式に議会
運営委員会を開催して、そして議会運営委員会
の中で、市長の考え方と、それから市長の反問権
の取り扱いについて協議したうえで、その結論に基
づいて議事を進行させるべきだと、私はそう考え
ますので、議事進行を提出させていただきます。
よろしくをお願いします。

（「賛成」の声あり）

（「異議あり」の声あり）

られて議会の権威が生まれてくるものだと考えております。権威を傷つけるような発言については、この議場にいる一人として看過できません。こうした考えに基づき、今後は横垣議員とも落ちついた環境の中でかみ合ったやりとりができることに期待をします。

横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーについてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ジオパークについてのご質問にお答えいたします。まず、ジオパーク認定による経済効果についてであります。下北ジオパーク構想が本格的に動き出したのは、平成24年度の下北ジオパーク構想推進協議会の設立総会であり、平成24年度から今年度までの5カ年でのジオパークに関連する費用の総額は3,662万1,100円となっております。このうち国の地方創生交付金として2,642万1,100円、県の市町村元気事業補助金助成事業として400万円を充てるなど、国や県の支援を積極的に活用した結果、これまでに市が支出した費用は620万円であります。さらに、これにつきましても、ふるさと納税寄附金を活用したことから、実質的な市の負担はこれまで発生していないものであります。

また、今後の支出についてであります。専門的知識を有するジオパーク推進員の雇用や、ジオパークを進める事業を行うための協議会負担金として毎年1,500万円程度の支出を見込んでおりますが、これらにつきましても、事業費の2分の1に当たる750万円が国の地方創生交付金を活用する事業として既に採択されており、残りの750万円につきましても、これまでと同様、国や県の支援、またふるさと納税寄附金などを積極的に活用することで財政への負担軽減に努め、持続可能な活動としてまいりますので、ご理解を賜りたいと

存じます。

次に、ジオパーク認定による経済効果についてであります。経済波及効果とは直接的に生じるもののほか、間接的な効果も試算するため、効果の試算は一自治体で担うことは難しい作業になるものと考えております。

先行するジオパーク地域を例に見れば、官民が連携し、積極的にジオパークを地域振興に取り入れている地域ほど観光客数も増加し、地域経済にも大きく影響をもたらしているものと考えております。

当市におきましても、下北ならではの食材や料理にストーリーをつけたジオ定食や、リキュールのかわりに地酒を使い地層に見立てたジオケーキなど、ジオパークに取り組んだからこそ生まれたジオ商品が好評を博しているほか、認定前においても東京からジオツアー客を受け入れるなど、これまでの活動によって直接的に生まれた効果も相当あるものと考えております。

また、ジオパーク認定により全国のジオパーク関係者が一堂に会する全国大会や、東北のジオパーク地域で開催される東北ジオパークフォーラムなど、全国あるいは東北規模の大会を誘致することが可能となりましたことから、大会誘致により一層の景気浮揚が見込まれるものと考えているところでございます。

今後も各種事業の実施に当たっては、費用対効果を念頭に行うことはもちろんですが、ジオパークの目的とは経済活動だけでなく、地域を学ぶ活動や地域資源を保護保全する活動など多岐にわたるものでありますことから、ジオパークに関しましては、投入した費用や活動に携わった人員、時間など、あらゆるものを投資したことで生まれた効果を意識しながら進めていくべきだと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、財政についてのご質問の1点目、本庁舎

について及びご質問の2点目、新体育館につきましては、それぞれ担当部長からの答弁といたします。

次に、財政についてのご質問の3点目、その他財政の諸問題についてお答えいたします。平成27年2月提案の新市まちづくりの財政計画と同年9月提案の財政中期見通しの違いについてであります。まず新市まちづくり計画につきましては、平成24年6月に東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、被災地以外の自治体については合併特例債の発行可能期間が合併年度及びそれに続く10年度から合併年度及びそれに続く15年度に延長されたことに伴い、平成27年3月に議会の議決を経て計画変更を行ったところあります。

この新市まちづくり計画の財政計画につきましては、市町村合併に伴うスケールメリットを主とし、策定時点における平成31年度までの行財政改革による歳出削減効果を盛り込み、健全な財政運営を維持することを前提に、健全化対策が全て順調に実行された場合の計画であります。

一方、財政中期見通しにつきましては、当初予算を基礎として、何ら財源対策を講じないとした場合の収支の推計であり、これは普通交付税、合併特例措置の段階的減少等により、さらに厳しさを増す財政状況を市民の皆様、議員各位及び職員とも共有し、今後の財源対策の必要額をはかるために作成したものであります。すなわち、新市まちづくり計画の財政計画は、合併後15年間の財政運営の理想型を、財政中期見通しは現状を前提とした現実の姿をあらわしているものであります。この点新市まちづくり計画の財政計画と財政中期見通しを比較いたしますと、財源対策の効果を反映させているか否かという部分で各年度の収支に大きな差が生じてしまうことは至極当然であります。

す。私といたしましては、まずは当市財政の中期的な見通しを把握しつつ、この財政中期見通しに掲げております財源対策項目の一つ一つについてスピード感を持って対応することで新市まちづくり計画の財政計画を確実に達成し、さらにはそれを上回る収支の黒字化を目指してまいりたいと考えておりますし、今後も市の財政状況をありのままに伝えるために、この財政中期見通しを毎年ローリングさせながら、作成、公表してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） マイナンバーについてのご質問にお答えいたします。

まず、平成27年度決算までのマイナンバー整備費用につきましては、システム改修費、マイナンバーカード交付等に係る経費を合わせまして、全体で約1億4,083万円となっており、このうちむつ市の義務的な負担額は約6,939万円となっております。

次に、マイナンバーカードのメリットについてであります。カードにはマイナンバーはもちろんのこと、氏名、住所、生年月日等の情報が記載され、顔写真つきであるため、公的な身分証明書として利用できるほか、税や福祉等の手続や、平成28年分以降の確定申告など、今後ますますふえると思われるマイナンバーと本人確認が必要となるさまざまな場面でマイナンバーカード1枚で手続ができるようになりますことから、市民の皆様にとりましては、利便性の高いカードであると認識しております。

次に、住基カードにつきましては、平成28年1月からマイナンバーカードが発行されたことに伴い、平成27年12月で発行を終了しておりますが、住基カードの発行及びカード利用に不可欠な住民基本台帳ネットワークシステムの整備など、住基カード整備に要した経費は直近5年間の総額で約

1,973万円となっております。

また、本市における住基カードの発行枚数は、平成27年12月までで延べ4,897枚発行しており、カード購入に要した経費は約1,000万円となっております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） 財政についてのご質問の1点目、本庁舎についてお答えいたします。

まず、本庁舎整備に要した今までの費用総額と今後の支出予定総額についてであります。本庁舎整備に関しましては、平成18年度に土地、建物の取得、平成19年度に設計業務、平成20年度及び平成21年度に改修工事、備品整備等を行い、平成21年9月に移転、翌平成22年度に旧庁舎を解体したところであります。

事業費は、土地、建物取得費9億5,000万円、設計監理費5,093万円、工事費16億3,903万円、備品整備、移転費用等7,280万円、解体費用7,542万円で、総額27億8,818万円となっております。

移転後の主な整備工事といたしましては、平成22年度に会議室防音化改修工事、照明設備一部改修工事等で5,957万円、平成24年度に屋上機械室の屋根改修工事473万円、平成25年に庁舎進入路改修工事、外壁工事等で821万円、平成26年度に屋根防水改修工事486万円、平成27年度に屋根防水改修工事、執務室照明器具LED化改修工事で2,762万円、今年度は屋上防水改修第1期工事1億1,826万円、監視カメラモニター改修第1期工事421万円、執務室照明器具LED化改修工事744万円等となっており、移転後の主な整備費用は、総額で2億3,745万円となっております。

今後の予定といたしましては、屋根防水改修第2期工事、空調設備改修工事、電話交換設備改修工事、火災報知機改修工事、照明器具LED化工事等約2億5,300万円の工事費が見込まれており、

今後とも財政状況等を考慮し、長寿命化に努めてまいりたいと思っております。

次に、ランニングコストは幾らか、前本庁舎とのランニングコストの違いの大きなものは何かについてであります。移転直前の平成20年度の前本庁舎の維持管理費と平成27年度と比較いたしますと、水道光熱費では電気料金が空調設備の違いとOA機器の増加等により年間で約1,560万円の増加となっております。

また、下水道使用料が年間約250万円だったものが、現庁舎は下水道への接続がなく賦課されておりませんが、そのかわりとして浄化槽維持管理業務委託が年間475万円となっております。

ほかに新規の委託業務といたしましては、空調設備等保守点検業務委託842万円となっております。

業務内容の変更といたしまして、前本庁舎において委託しておりました清掃業務につきましては、現在は清掃業務のほか空調設備の運転、環境衛生管理及び消防設備の点検等も含め、総合管理業務として委託しておりますので、約700万円の増加となっております。

以上が大きな違いとなっております。このほか延べ床面積も1万1,226平方メートル増加しており、物価及び人件費の上昇、消費税率の引き上げ等もございまして、維持管理費全体で約4,500万円増加し、平成27年度の維持管理費総額は1億989万円となっております。

次に、新築のほうが安上がりだったのではないかなについてであります。移転における類似施設の1平方メートル当たり単価を参考とし、現在と同等の庁舎を新築した場合の推定工事費は約50億円です。したがって、当初の庁舎整備費に現在までの整備費及び今後の整備費の予定額を合わせた総額は約32億7,900万円であり、用地取得費及び解体費用を含めた整備費用と比較いた

しましても、17億2,100万円少ない金額となりますことから、この庁舎移転につきましては、新築する以上に安価で実現できたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（光野義厚） 財政についてのご質問の2点目、新体育館についてお答えいたします。

まず、建設工事費約30億2,000万円、用地費等約4億4,000万円の内訳についてであります。新体育館の建設につきましては、昨年度3回のワークショップを実施し、関係する競技団体からの要望や市民の方々のご意見を可能な限り取り入れながら、むつ市スポーツ推進審議会に諮り、平成28年3月にむつ市新体育館基本構想・基本計画を策定しており、その中で事業費の概算として建設工事費、用地費等の経費を示しております。

今後、基本設計、実施設計を通して具体的な仕様、必要面積を確定させることで事業費にも変更があると思いますが、基本計画策定時点での建設工事費の主な内訳については、建築工事、電気、空調、衛生設備工事に約27億1,300万円、特殊仕様工事及び自然エネルギー利用設備工事に約3億1,200万円となっております。

また、用地費等に係る経費は、用地取得費として約2億1,200万円、地盤改良や電波障害などに対応するための費用として約2億2,800万円となっております。

次に、質素で身の丈に合った建物とすべきではないかについてであります。平成25年11月に旧むつ市民体育館が閉鎖となり、3年以上が経過いたしました。この間、利用者の皆様には大変ご不便をおかけしており、一日も早い新体育館の開設が望まれております。

市民の皆様が待ち望む新体育館は、日常的に利用しやすく、子供から高齢者や障害者までが幅広

く利用できるよう、また大規模災害時における救援物資集積所や救護所などの防災拠点としても活用できるようにするため、市民の皆様や競技団体等のご意見を可能な限り取り入れ、なおかつ県大会や国民体育大会などの大会誘致を念頭に、各競技の公式コート数や対応する観客席数の確保を目指しています。

一方で、無駄な経費を極力排除するために他市の施設を視察し、アリーナや会議室等の面積、器具庫の容量、空調設備や照明設備などを現地調査し、イニシャルコスト、ランニングコストを抑制するよう努めており、隣接するウェルネスパークと一体的に管理することで維持管理費の節減を図りたいと考えており、必要最小限のものは整備しつつ、華美なつくりとならないよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） まず、マイナンバーについて再質問させていただきます。

再質問の前に、議長、何分まででしょうか、私の時間。

○議長（浅利竹二郎） 4時5分まで。

○5番（横垣成年） 4時5分、はい、わかりました。

マイナンバーについて再質問させていただきます。このマイナンバー、今現在私が壇上で言ったように、5,391件という申請の状況であります。これはメリットということで身分証明書になるのか、税とか福祉に使えるということですが、これがなくて困るということがあるのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。市民の中には、やっぱり義務でこのカードをとらないとだめなのかなと、そういう思いを持っている市民もあるものですから、なければならぬで済むのであれば、面倒くさいからいいのではないかと、うふうなこともありますものから、これなく

ても特に困るということはないのかどうか、これちょっと確認させていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

マイナンバーカードにつきましては、顔写真つきであるものですから、本人確認が必要である場合において、運転免許証等お持ちでない高齢者などの市民の皆様方には、公的な身元確認書類として利用できますし、今後におきましては、国では健康保険証などサービスごとに必要である複数のカードを一体化するといった活用の範囲が広がることも見込まれているところでございます。こうした場合には、マイナンバーカードはさらに利便性が高まるものというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 利便性が高まるということですが、とにかくなくても何も困らないですねということを確認したいのです。例えば市の窓口に行って、いや、とにかくマイナンバー提示してくれというふうなことを何回行っても言われるというふうなことはなくて、マイナンバーカードがなくても別の方法できちんと市のいろんな手続は十分可能なのですねということを確認したいというふうに思います。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 市民の皆様方にはご不便にならないような対応に努めるということ、我々職員のほうは当たり前の対応をさせていただきますが、繰り返しになりますけれども、国のほうでは今後さまざまなカードを一元化すると、そういった場合にはどうしてもこのマイナンバーカードが必要になりますので、そういった国の方向性も踏まえまして、市民の方々にはこの活用を広げていただきたいと。利便性が高まるカードであるということ、我々のほうも市民に伝え

てまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 利便性が高まるのはわかるのですが、とにかくそれがなくてもいろんな手続はできるのですねというのを確認したいのです。これ内閣府、国税庁、厚生労働省などにもきちんと声明出しているのです。番号の記載がなくても書類は税務署のほうできちんと受理し、罰則や不利益はない。きちんとこういう回答を出しているのです。ですから、利便性が高まるというのはわかるのですが、これがなくても十分今までと変わらないということですよというのを確認したいのです。そこのところをきちんと答弁お願いしたいのです。

とにかく利便性はわかるのですけれども、なくても、実際私も持っていないのです、カードは。でも全然困らないので、そこのところをきちんとやはり市のほうとしても立場を明確にしてもらいたい。中では、義務でどうしてもやらなくてはいけないのかなと悩んでいる方もいるものですから。ですから、そこのところをきちんと市としては、なくても特に困るということはないですよということを確認させていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 顔写真つきであるマイナンバーカードにつきましては、本人確認が必要である場合、運転免許証等をお持ちでない高齢者の方など、市民の皆様にとっては公的な身分確認書類として利用できることとなります。今後、先ほど部長からも答弁ありましたけれども、健康保険証などサービスごとに必要である複数のカードを一体化することをも視野に入れているようでありますので、ますますその活用の範囲が広がることが見込まれますので、利便性が高まるものがありますから、ぜひ積極的に皆さんも取得してい

ただきたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 幾ら、なくても困らないのですねと聞いても、利便性が高まるという答えばかりであります。これ内閣府のホームページでもきちんと公表しているのですが、「マイナンバーカードの取得が義務づけられるのですか」というQアンドAですけれども、それは「カードの取得は義務ではありません」ときちんと答えているし、またなくてもきちんと行政としては対応しなくてはいけないということです。逆に。ですから、そういう立場で市としても業務を行ってほしいし、確かに利便性は高くなるのだらうとは思っただけけれども、やはりそこをきちんと市民の気持ちに寄り添った行政をしてほしいというのを要望していきたいと思います。

次に、財政のほうの順番が逆になりますが、その他の財政の諸問題についてであります。新市まちづくりの財政計画について、私は前回の議会で、この財政計画と財政中期見通し、同じ年に出されていて、どっちが正しいのかわからないというふうに聞いたところ、市長としては、新しく出た財政中期見通しのほうが正しいのだという答弁でございました。ところが、今の市長の答弁ですと、新市まちづくりは合併特例債、そういうのを使用するために県なり国なりに届けるもので、きちんとその財源対策を万全にやってくつたものだという答弁であって、別に財政中期見通しのほうが正しい云々という答弁はなかったのですが、そういう意味ではどっちも正しいということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

前回の議会で財政中期見通しのほうが正しいと申し上げたのは、これは当然ながら今の現状を前提とした今後の見通しとして現実を反映している

という点で正しいというふうなことを申し上げました。今回答弁させていただきましてとおり、新市まちづくり計画というのは、これは財源対策が行われた形での計画ということでもありますので、そういった面では両方正しいということと理解ください。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） ということで、前回の答弁は間違った答弁をしたということでございます。

そして、前回の答弁の中では、「新市まちづくり計画は、今回財政中期見通し2016が出ましたので、これに基づいて変更されるものと認識しております」という答弁しているのです。これちょっと意味がよくわかりませんので。結局この財政中期見通しに基づいて新市まちづくり計画、新市まちづくりの財政計画を修正して、また国のほうに出すという意味なのかどうか、ここをちょっと確認させていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 前回修正すると申し上げたのは、就業者の点だと理解しております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 済みません、もう一度答弁お願いします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 前回、議論の方向性として農業就業者の人口が減っているということだったというふう理解しておりますけれども、その点について、そごがある部分については修正するという回答したと記憶しております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） ちょっと市長、全然違った答弁になっていると思うのですが、前回私、財政中期見通しと、この新市まちづくり計画、2つ示して、全然中身が違いますよというふうな議論の中で、これは後でまた次回やりますからと言ったら

市長が、いや、答える、答えるということで、議事録はそうなっているのですよね。ですから、1次産業の就業者数が1,000人から300人台に減るといのは、この前の段階で議論していて、その後ではそういうことは議論していないのです。ですから、そこのところをきちんと整理してほしいと思うのですが。今もし整理できなければ、後でもよろしいので。

とにかく基本としてどうなのですか、新市まちづくりの財政計画に、それこそ国に届けるそういうものに、財政中期見通しの計画を添付するということが今後やられるという理解でよろしいのですか。それは、どうなのですか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

そういった添付については、特に必要がないものと認識しております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） ですから、市長は前回のやりとりで、「新市まちづくり計画は、今回財政中期見通し2016が出ましたので、これに基づいて変更されるものと認識しております」というのは、これは間違った答弁であるということですのでよろしいですよ。そこをちょっと再度確認させていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私今回答弁したとおりでございますので、ともかく新市まちづくり計画の財政計画については、これは財政計画の理想的な姿、すなわち財源対策をしっかりとした後の財政計画になっている。そして財政中期見通しについては、これは今の現状のまま歳出を続けた場合の将来的な見通しについて書いているということですから、それぞれ全く別のものだというふうに認識しております。ですから、それぞれについて、そのように理解をしていただければ、特に問題はない

かと思っております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） それは、今の答弁でわかるのです。私はそういうふうに思っていましたので、別のものだ。ところが、市長の答弁は、新市まちづくり計画は変更されると言っているわけですから、これは間違った答弁、やっぱり認めないとだめだと思えます。このまちづくり計画の財政計画に財政中期見通しを、これに変更されるというふうな答弁になっておりますので、そういうふうに市長が答弁しておりますので。だから、そのところはやっぱりきちんと修正してもらわないと、これ議事録きちんと残っているものですから。ですから、そこのところをきちんと、間違った答弁であるかどうかというのをちょっと確認させていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 両計画とも必要に応じて変更することは当然のことだと思っています。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 市長、さっぱり答弁が質問とかみ合っていないと思うのですけれども。ただ、このまちづくり計画の財政計画と財政中期見通しというのは全く計算の仕方も違うし、財源対策がとられていない、そういう全く違うものだという事ですよ。というところで私は次の話に移るのですが、なぜ同じ年につくられながら、こんなに違うのかということで、それは財源対策がある、ない。財政中期見通しは、財政対策ないということ、とらないという前提でつくっている。それで赤字が平成32年には20億円、財政まちづくり計画では平成31年になっても赤字にはならない。しっかり黒字。2億1,100万円というふうな黒字になって、違いが20億円、18億円も、こんなに違っている。これは、壇上で言いましたけれども、余りにもちょっと余りだと。ちょっとの何か計算の

仕方では18億円も違うのです、赤字がふえてしまう。こういう財政中期見通しは、逆に信頼が置けるのかと。私は、財政健全化計画、財政計画というのは、予想される最大の可能性のある、そういう部分を採用して、やはりまちづくり計画のようなのが当たり前の財政計画ではないかなと思うのです。何もやらないでこうなるといふうなのは、そもそもあり得ない話なのです。何も財源対策とらないという前提でつくるのは、まずあり得ない世界。そのあり得ないのを前提にこういうふうな計画つくって市民に公表するというのは、逆に市は何もやらないですよというふうな形で公表しているものですから、これちょっと余りにも極端過ぎるということで、やはりこういう計画は市民に示すべきではない。もうちょっと市がこれなりに努力するのですよと、だから市民も協力してくださいというふうな計画がいいのではないのでしょうか。そこのところを基本的な考え方をお聞きいたします。

○議長（浅利竹二郎） 横垣議員、市は何もやらないとか、そういう発言には気をつけてください。みんな一生懸命頑張っているのだから。市長。

○市長（宮下宗一郎） 議長、ありがとうございます。

まず、あり得ないということで今おっしゃっておいりました。私この何回かにわたる横垣議員との一般質問のやりとりの中で、これは記憶なので少しあれですけども、財政の計画しっかりつくれというのがずっと主張だったのではないかと思うのです。そうした中で財政中期見通しというものを発表させていただきました。これは、何もしないということを行っているのではなくて、我々が今の現状を正確な形でこのまま続けると大変なことになりますよということを市民の皆様とも、議員の皆様とも、我々自身にも共有するためにつくった見通しであります。そして、この見通しに基づ

いて私は就任してすぐに自らの給与の15%の削減をし、特別職の給与を10%を減じ、そして仲間である職員の給与も3%減、そして管理職手当も50%減をさせていただくと。自らの身を切る改革をまずやったうえで、既得権はないという判断のもとで、市内の補助金一律50%の減を60件以上の事業にわたってやらせていただき、2,400万円の削減をさせていただきました。さらには、市民の皆様にもご理解とご協力を得ながら、受益と負担の関係を見直すということで、手数料、負担金の一律10%アップということで、これも50以上の事業にメスを入れさせていただきました。これも1,000万円以上の効果がございます。そのほか施設の廃止、事業の廃止ということで於法岳のスキー場の廃止、そしてイノシシ事業の廃止、そして今回はかまふせビレッジ、テニスコートの廃止ということで、順次この対策に取り組んでいるところであります。

また、何もしないというふうな言い方をされておりましてけれども、この財政中期見通しの中に、しっかりこの先の財源対策項目ということについて芽出しをさせていただいています。これに基づいて来年度の予算もしっかりとした形で未来につながる予算案にしていきたいと、このように考えておりますし、その前提が財政中期見通しであります。そして、新市まちづくりの財政計画は、こういったことが全てうまく順調にいったらこういうふうになるというような理想型の計画でありますので、そこは全く別個のものだというふうな理解をしていただきたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） そういう意味では、財政中期見通しと、それから新市まちづくりに出した財政計画、両方のせるといふうな工夫も必要かなというふうに思います。しっかりその注釈をつけて、財源対策をとらなかつたらこうなる。そういう形

の提示の仕方が、より公正というか、財政の透明性を高めるのではないかなというも指摘して次に移ります。

本庁舎についてであります。本庁舎の移転経費は今後の部分を含めて32億円ということでございます。この本庁舎移転については、今南側に道路をつくっていますよね。これやっぱり本庁舎がここに移動したのために道路渋滞が起こって、そして南のほうに道路をつくる必要があると。その道路の総費用が12億円です。これは、ここに移転したことで、その道路を12億円かけてつくる必要に迫られたということですから、私はやっぱり関連するものだから、32億円プラス12億円の44億円というふうなものが直接、間接含めてこの本庁舎移転にかかる費用かなというふうに思っております。

そして、答弁でもありましたが、新築した場合は確かに本庁舎移転基本計画では大体50億円かかるだろうというふうな前提で話しております。でも、この50億円もかなり高く見積もっております。ほかのほうでは、平米大体30万円ちょっと、この当時の基本計画では、平米40万弱で計算して50億円というふうな計算をしているようですが、やっぱり30万円ちょっとでつくっているところもあります。ただ、今現在いろいろ資材が高騰して1.5倍になるとかというふうなこともあるようですが、基本的にはやっぱり30万円から40万円の幅で庁舎が建設されております。そして、30万円だとすると、40億円程度で新築できるという計算になりますが、この南の道路も含めると44億円。そういう意味では、安くつくと新築で40億円ぐらいでつくれるというふうになれば、やはり新築というのがずっと経費を抑えることだったのではないかということになります。

そして、例えばランニングコストも50年間もつという前提で考えると、先ほどランニングコスト、

大体倍くらいになっているということですね。今この庁舎の規模で新築すると、新しいところだと大体7割ぐらいランニングコストは安くなっているみたいですね。だから、そういうことを考えると、やはり新築でこの本庁舎を建てたほうがずっと経費が安く済んだというふうに私は計算しております。こういったところをしっかりと過去を検証しておく必要があるのではないですか。そのところ、市長、こういうところを検証は全然していなかったですか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 庁舎移転につきましては、7年前、皆さんのというか、むつ市議会ですっきりと議論していただいて結論を出していただいたことだというふうに思っています。この庁舎、大変すばらしいつくりになっておりまして、私自身は市民の皆様にも親しまれる庁舎であるというふうに認識しております。

○議長（浅利竹二郎） 横垣議員に申し上げます。間もなく申し合わせの1時間となりますので、ご協力願います。5番。

○5番（横垣成年） 私が言いたいのは、庁舎移転に当たって、やはり新築した場合、50年間どういう経費がかかるか、そういうのをきちんと精査したうえで移転したのかどうかです。ところが、私が当時いろいろ、私も議員だったのでありますが、本当に突然この移転の計画が持ち上がった。そして、こういう形で、今思えば新築でやったほうがずっと経費が抑えられたのではないかということも、今、時がたってこういう事実も出てきたわけですから、とにかく計画的に行政は基本的にやらなくてはいけないということを私は言いたいわけです。突然こういう移転が出てきてこういうふうになってしまったというのは、私がずっと議員やって、そういう流れで来て、私自身、最初はこの移転はもうちょっと計画的に新築するべきだとか

というのも主張してまいりました。ですから、今後市長、こういう大きい箱物をする場合は、今新体育館もつくると言いますから、本当に精査して、こういうことがない、後から考えたら、やっぱりこの場所がだめだった、やっぱりもっと経費を抑えれば財政が大変にならないのだというふうな、財政が大変になったとかと言われないように計画的な財政運営、大きい箱物をつくる場合は、特にそのところを十分精査してもらいたいと思いますが、この新体育館に当たって、市長、そういったところの考え方、お聞きいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 新体育館については、建設費、そしてランニングコストもしっかりと視野に入れて建設してまいります。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 壇上で言ったように、職員の給与カットをしなくてもいいような形で、この体育館建設を進めてもらえればと思います。給与をカットした状況で進めるということになれば、そういう財政状況でどうしてつくるのだという市民の声が私にも届いておりますから、そのところを十分精査して、身の丈に合った、職員の給与カットもしないという状況でしっかりとこういう新体育館というのを精査することを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（浅利竹二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月9日は佐賀英生議員、濱田栄子議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。